

# 八千代市

## 第2次農業振興計画



令和3年3月  
八千代市



## はじめに



近年の農業を取巻く環境は、気候変動の影響や、都市化の進展による農作業に対するクレームの増加、担い手の高齢化・減少など、大変厳しい状況にあります。

その一方で、国においては、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に基づいて都市農業振興基本計画を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、その価値を再評価しました。また、全国各地でスマート農業の進展による省力化の推進が図られるようになるなど、新たな農業の流れも生じてきております。

八千代市に視点を移してみますと、本市は首都圏という大消費地に位置しており、その利を活かして、ニンジン、ネギといった野菜、水稲をはじめ、ナシに代表される果樹や畜産、花きなど様々な農畜産物を生産し、供給してきました。

そのような中で、平成14年度に八千代市農業振興計画を策定し、農業施策の推進を図って参りましたが、生産環境の悪化や担い手の不足、耕作放棄地の拡大などという問題は深刻化してきており、それらの課題に的確に対応した新たな農業振興計画の策定が求められるようになりました。

こうした社会情勢を踏まえて同計画を見直し、本市の持続的な農業振興を進めていくための指針として、「八千代市第2次農業振興計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、行政のみならず、農業者・市民・関係団体がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携して本市の農業を盛り上げていけるよう取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって多大なるご協力をいただきました八千代市農業振興計画策定検討委員会の皆様・八千代市産業振興審議会の皆様及び、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等、様々な場面でご協力いただきました市民・農業者・関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

八千代市長 服部友則



# 目次

<b>I 第2次農業振興計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
(1) 策定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画期間	4
(4) 計画策定体制	4
<b>II 八千代市の農業の現状と課題</b>	<b>5</b>
(1) 概況	7
(2) 農地	9
(3) 担い手	13
(4) 生産	17
(5) 販売	19
(6) 八千代市の農業を取り巻く環境	21
(7) 八千代市の農業の課題	25
<b>III 計画の方向性</b>	<b>27</b>
基本理念	29
現状と課題の整理	30
施策の体系	31
<b>IV 農業振興に向けた施策</b>	<b>33</b>
方針1 農業所得の向上	35
施策1 道の駅やちよのブラッシュアップ	36
施策2 地産地消の拡大	37
施策3 特産品の生産・販売の強化	39
施策4 付加価値の高い農業経営の支援	40
施策5 農業災害や被害への対応	41
方針2 農業を担う多様な人材の確保・育成	42
施策1 新規就農者の確保・育成	43
施策2 既存の農業者の育成	44
施策3 農業の応援者の確保・育成	45
方針3 農地の整備と担い手への集積	46
施策1 農地の整備と保全	47
施策2 担い手の農地等の確保	48
計画の推進に向けて	49
<b>V 参考資料</b>	<b>51</b>



# **I 第2次農業振興計画の 策定にあたって**





## (1) 策定の趣旨

本市では、平成14年に「八千代市農業振興計画」を策定し、変化する経済・社会環境に対応できる効率的な都市型農業の確立と同時に、市民に親しまれる潤いのある農業の育成を目的として、様々な施策を展開し、農業の発展に努めてきました。

同計画の策定から15年以上が経過し、農業を取り巻く環境は、農業従事者<sup>※1</sup>の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地<sup>※2</sup>の増加など大変厳しい状況にあります。一方で、新鮮で安全な農産物の供給のみならず、農業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多面的機能<sup>※3</sup>が評価され、都市農業<sup>※4</sup>・都市農地<sup>※5</sup>の保全に対する都市住民の意識が高まっています。

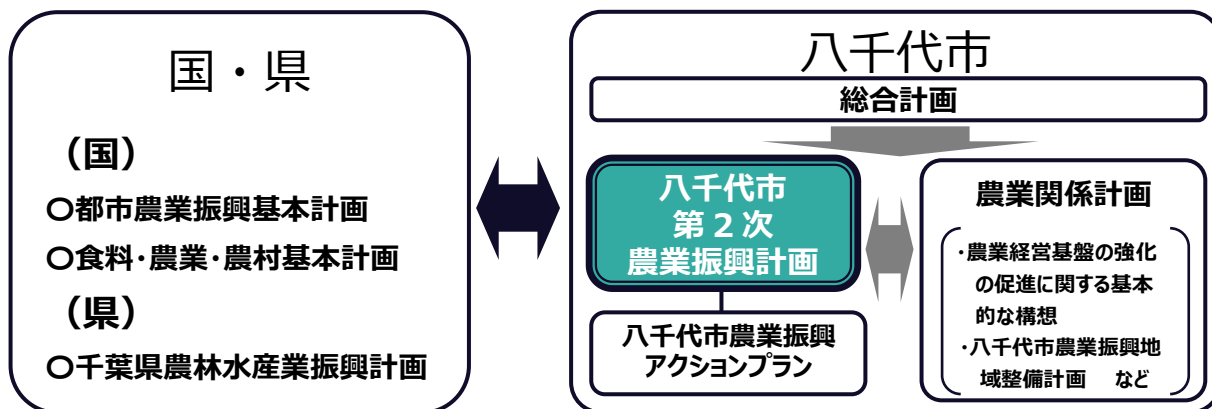
こうした中、国においては、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法<sup>※6</sup>に基づいて都市農業振興基本計画<sup>※7</sup>を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、必要な施策の方向性を示しました。また、国民全体の取組の指針として策定した食料・農業・農村基本計画を見直し、総合的かつ計画的に施策を推進しようとしています。このような流れを受け、行政はもとより、農業者、市民、団体がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携して農業振興を進めて行くことが求められています。

以上を踏まえ、本市の農業振興を進めていくための指針として、「八千代市第2次農業振興計画」を策定しました。

- 
- ※1 農業従事者・・・15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。
  - ※2 耕作放棄地・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
  - ※3 農業・農村の有する多面的機能・・・国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
  - ※4 都市農業・・・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしている。
  - ※5 都市農地・・・市街化区域内にある農地。
  - ※6 都市農業振興基本法・・・都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年に制定された法律。
  - ※7 都市農業振興基本計画・・・都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が定める基本計画。

## (2) 計画の位置づけ

八千代市第2次農業振興計画は、市政運営の中長期的指針である総合計画に基づく計画とします。本計画は、国、県が策定した農業振興に関する計画や、本市の他の関係計画と連携して推進するものです。併せて、本計画を、都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する計画として位置づけます。



## (3) 計画期間

計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和22（2040）年度までの20年間とし、おおむね10年を経過した段階で計画の見直しについて検討するものとします。また、計画期間内であっても著しい社会経済情勢等の変化や市民ニーズへの対応を考慮して、必要に応じて見直すものとします。

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
八千代市第2次農業振興計画	計画期間																			
											見直し検討									

## (4) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、市民等で構成する八千代市農業振興計画策定検討委員会において、意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取しました。また、八千代市産業振興審議会において審議を行いました。

## **Ⅱ 八千代市の農業の現状と課題**



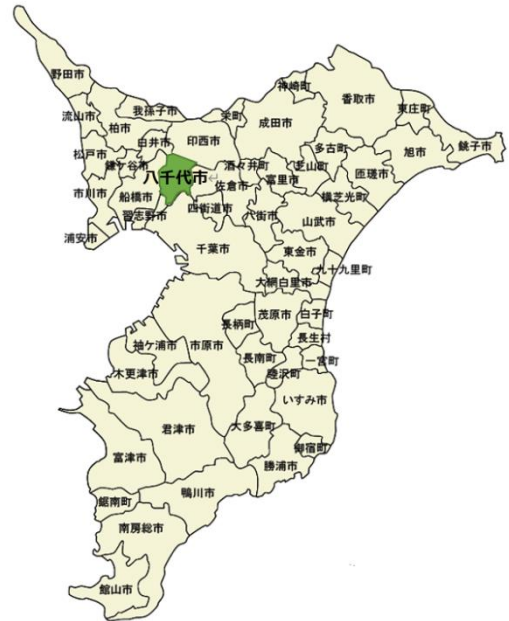
# (1) 概況

## ① 位置及び面積

本市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から東に約 30km の位置にあります。東は佐倉市、西は船橋市、南は習志野市と千葉市、北は印西市と白井市にそれぞれ隣接しています。

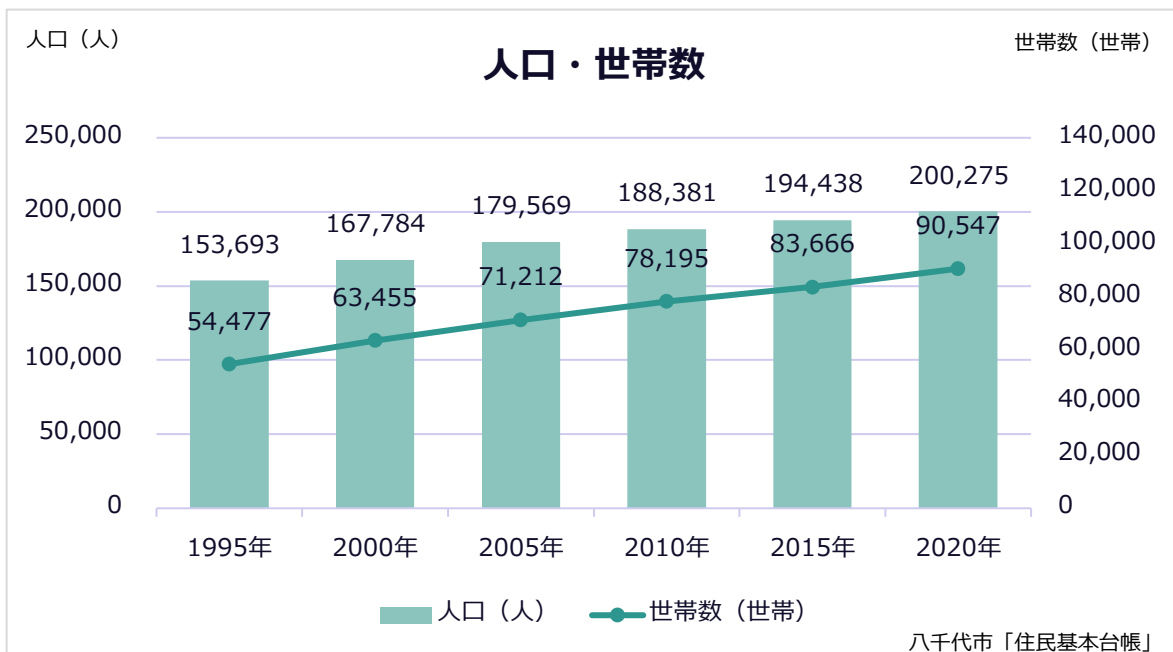
また、本市は東西におよそ 8.1km 南北におよそ 10.2km の広がりを持ち、面積は 51.39 ㎢となっています。

市の中央には八千代市のシンボル「新川」が南北に流れています。

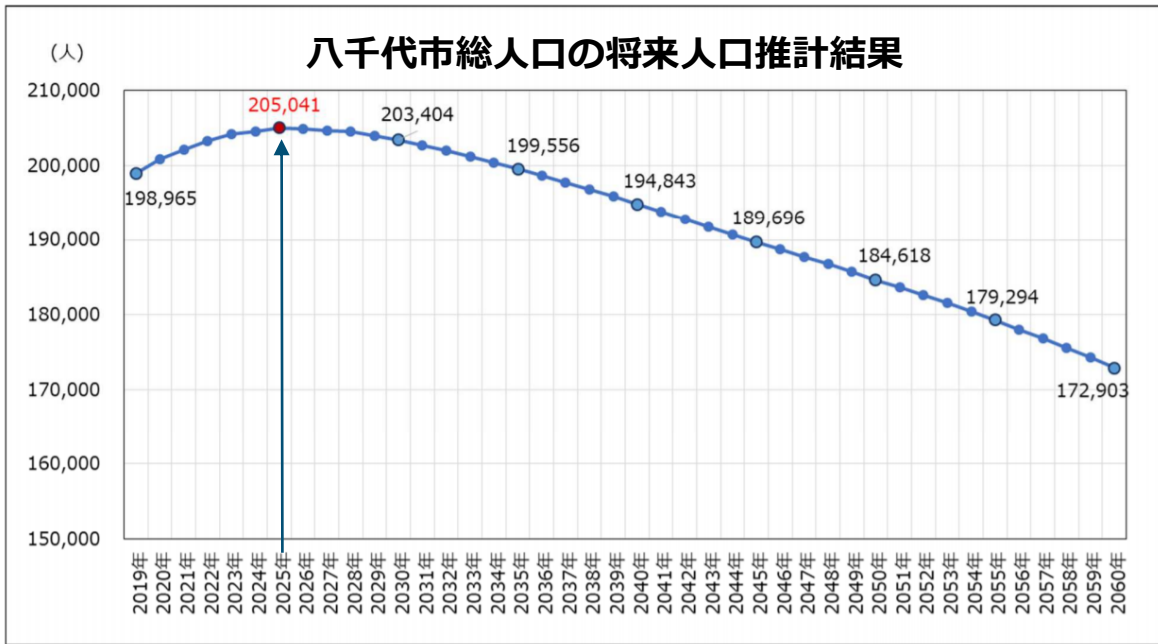


## ② 人口・世帯数

2020年3月末時点の人口は20万275人、世帯数は90,547世帯となっています。人口・世帯ともに増加傾向にありますが、八千代市人口ビジョン※における推計では、2025年をピークに減少に転じるとされています。



※ 八千代市人口ビジョン・・・八千代市の今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものの。



八千代市「八千代市人口ビジョン（令和2年改訂版）」

③ 気候

気候は、千葉気象台（佐倉観測所）による平年値で、年平均気温は14.4℃、1年あたりの日照時間は約1,832時間、1年あたりの降水量は約1,410mmとなっています。

④ 就業者数

本市の就業者の総数は85,839人となっています。産業別の就業者数の割合は、第3次産業※の就業者が73.4%と多く、次に第2次産業※の就業者が19.4%となっており、農業を中心とした第1次産業※の就業者は1.2%となっています。

	就業者数	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
			うち、農業			
就業者数	85,839人	1,046人	1,036人	16,636人	63,011人	5,146人
割合	100%	1.2%	1.2%	19.4%	73.4%	6.0%

総務省「2015年国勢調査」

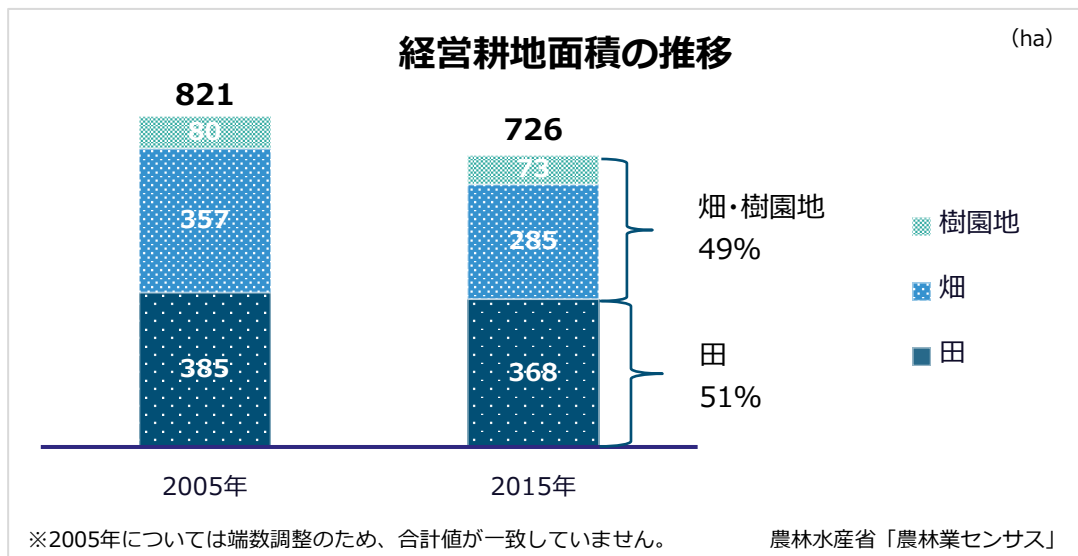
※ 第1次産業、第2次産業、第3次産業・・・第1次産業とは農業、林業、漁業を、第2次産業とは鉱業、建設業、製造業を、第3次産業とは前記及び分類不能の産業以外の産業を指す。

## (2) 農地

### ① 概況

本市の固定資産の価格等の概要調書<sup>※1</sup>をもとにした2019年度土地の地目別面積を見ると、田と畑をあわせて1,265haとなっており、市の総面積51.39km<sup>2</sup>(5,139ha)の約25%を占めています。内訳をみると、田が580ha、畑・樹園地が685haとなっています。

また、農林業センサスでは、農地から耕作放棄地等を除いた農業経営体自らが耕作する経営耕地面積<sup>※2</sup>は、726haとなっており、2005年以降の10年間で約100haの減少となっています。特に、畑が72haと大きく減少しています。



### ② 土地利用

市の北部は農業振興地域<sup>※3</sup>に指定され、農業を中心とした土地利用がなされています。一方、南部を中心とした地域については、市街化区域<sup>※4</sup>として利用されています。中には、生産緑地<sup>※5</sup>に指定されているところもあり、住宅地と共存した営農<sup>※6</sup>が展開されています。

土地利用の状況は、北東部の農地は、新川東部沿岸と高野川沿岸の水田地帯と果樹・野菜中心の土地利用となっています。北西部の農地は、新川西部沿岸、桑納川、神崎川流域では主に水稲に利用されています。南北の台地の農地は、露地野菜と酪農を中心とした土地利用となっています。南東部の農地は、主に水田として利用されています。

※1 固定資産の価格等の概要調書・・・地方税法第418条の規定に基づき、全国一律の様式により作成される固定資産（土地・家屋・償却資産）の価格等に関する統計資料。

※2 経営耕地面積・・・農業経営体が経営している耕地の面積。自家で所有し耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計。

※3 農業振興地域・・・国が定める「農用地等の確保等に関する基本方針」に基づいて都道府県が定める「農業振興地域整備基本指針」において都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域。

※4 市街化区域・・・都市計画法で指定される、都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※5 生産緑地・・・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林。

※6 営農・・・農業を経営すること。

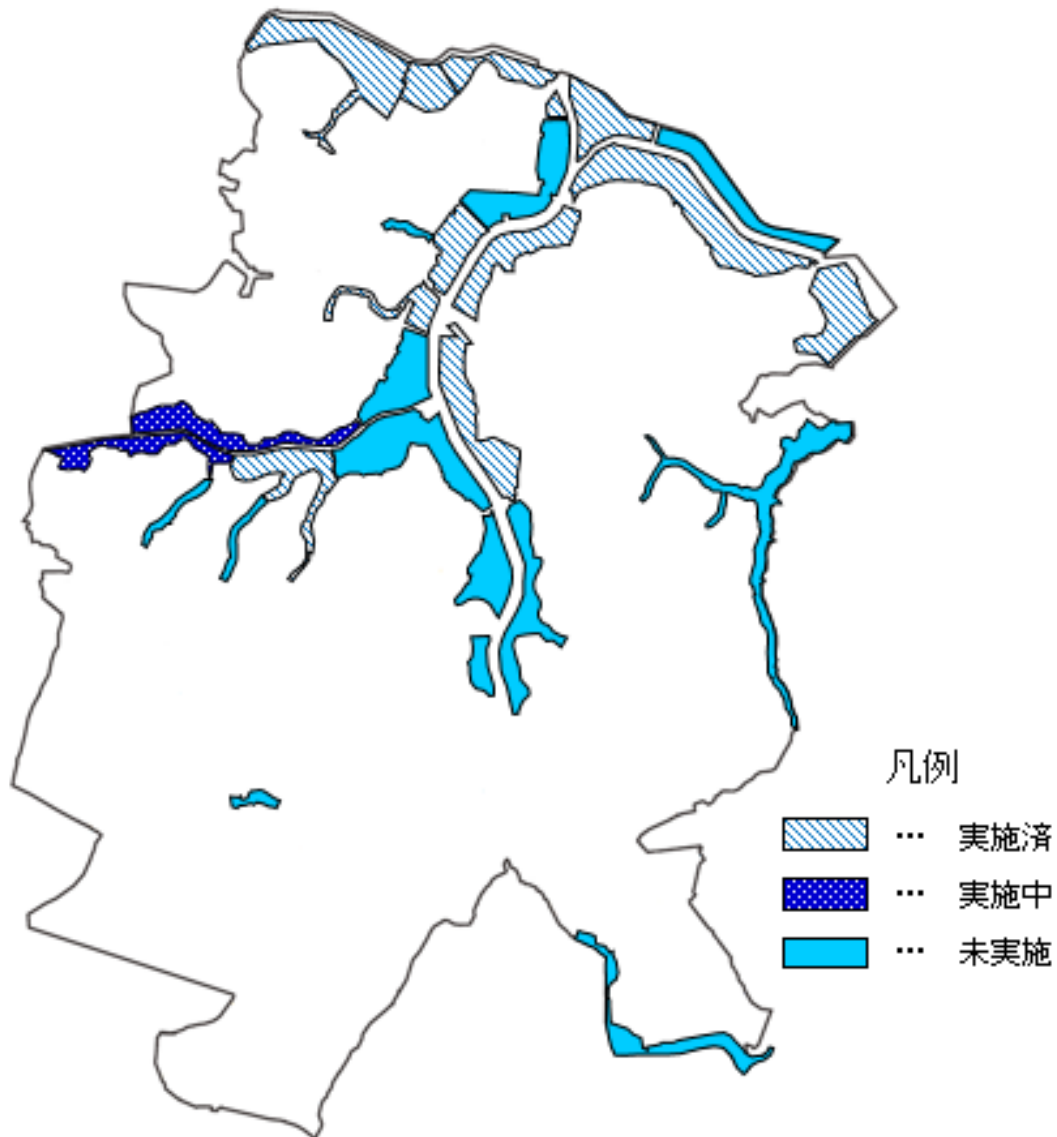
③ 水田

水田は0.5ha以上の区画の割合が多く、県下トップクラスの整備水準となっており、集落単位で区画の割合をみると麦丸、桑納、桑橋、平戸、上高野、下高野、萱田下等の地域で区画の小さい未整備の水田が残され、作業効率の悪さが問題となっています。また、基盤整備事業<sup>※1</sup>を実施した水田においても用排水設備の老朽化が進んでおり、問題となっています。

現在、桑納川地区（桑橋・寺台・高本）において、水田区画を拡大するため、再基盤整備事業<sup>※2</sup>が進められています。

八千代市水田再基盤整備事業の実施状況

(令和2年4月1日現在)



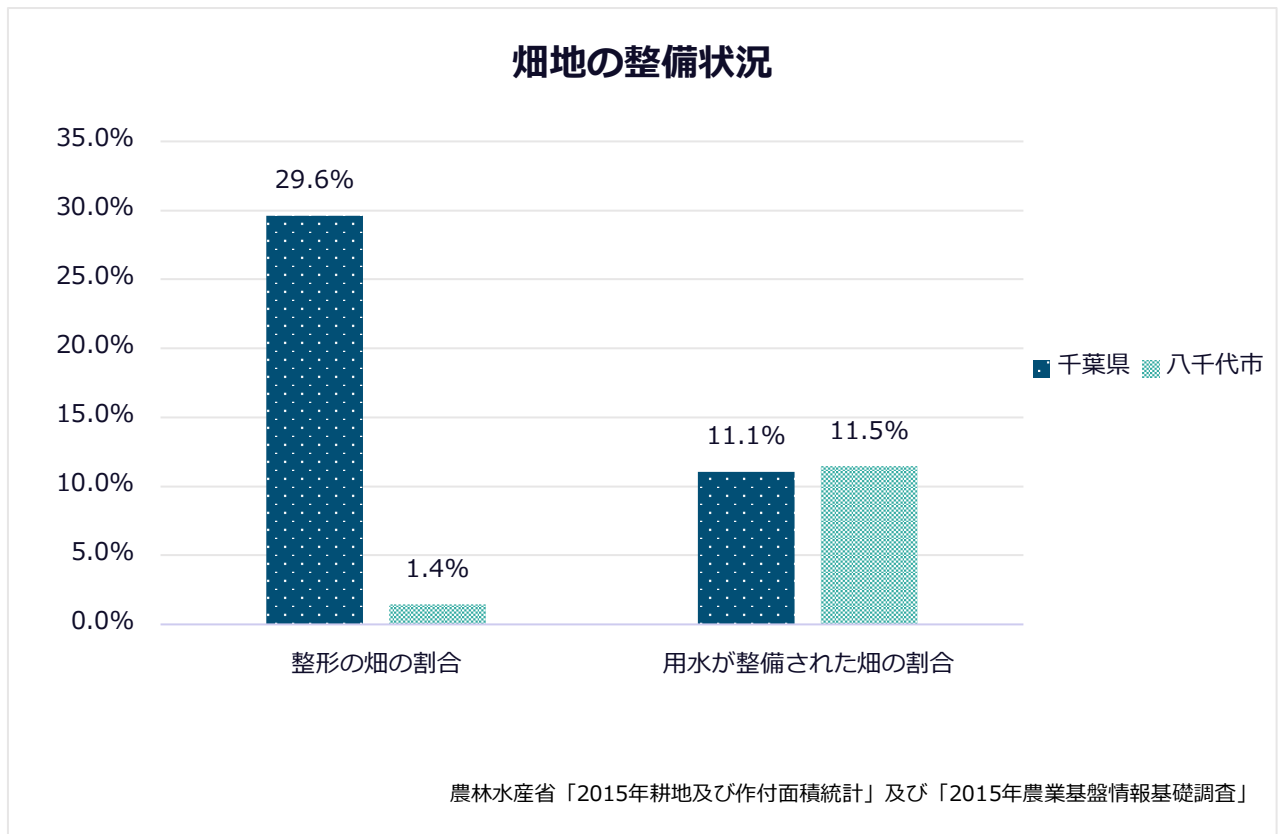
※1 基盤整備事業・・・農業構造の改善，生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地，水利条件などの整備，開発をする事業。  
 ※2 再基盤整備事業・・・過去に基盤整備事業を実施した地域で，整備箇所の経年変化等により営農に支障が出ている部分の再整備や地域のニーズに合わせた機能を追加する整備を実施する事業。



④ 畑

畑は、機械作業に適した整形の畑が少なく、収量の安定に必要な用水が整備された畑も限られます。

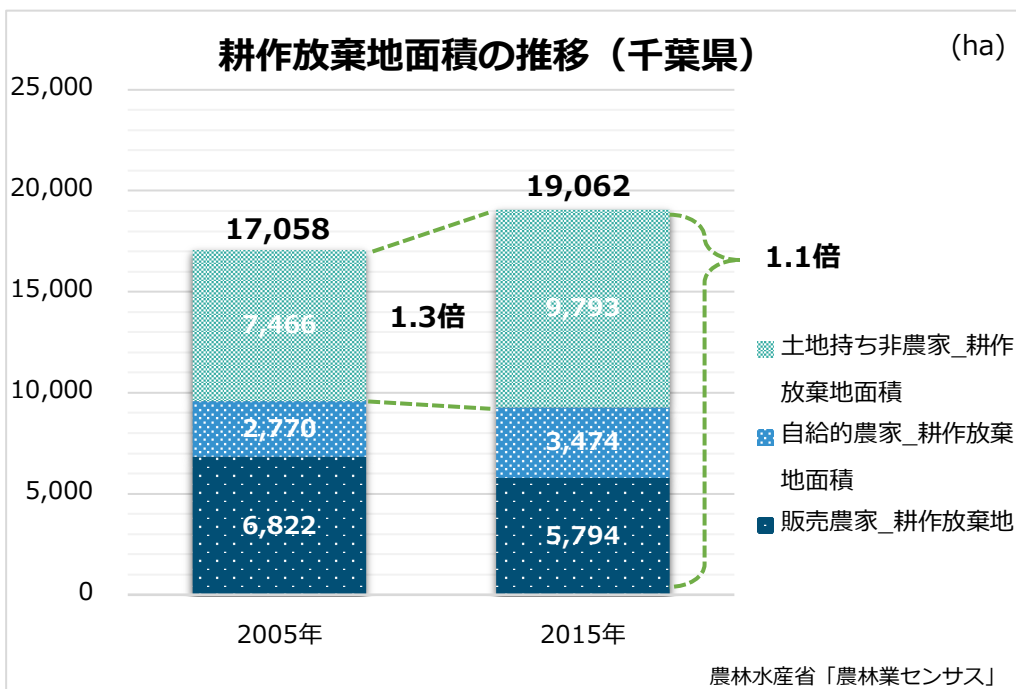
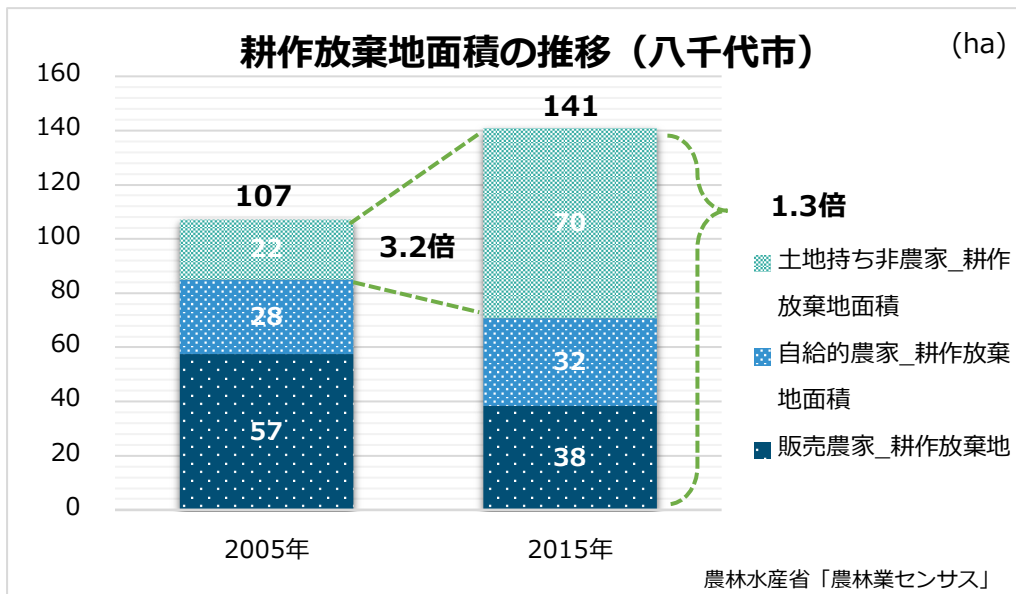
ニンジンやネギの生産者は、機械作業に適した畑が少ないために、規模拡大に必要な農地を確保することが難しい状況です。また、農地の貸し借りに際しては、農地所有者が短期の貸与を希望するケースが多いため、果樹棚などの樹園地の整備を必要とするナシ農家が、投資を回収できうる期間農地を借り、規模を拡大することが困難です。



⑤ 耕作放棄地

本市には 141ha の耕作放棄地が存在しており、2005 年以降の 10 年間で 1.3 倍に増加しました。同年の県全体の耕作放棄地の増加率は、1.1 倍となっており、県全体と比較して早いペースで耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地が増加している背景としては、農業者の高齢化や後継者不足により農業就業人口<sup>※1</sup>が減少している点や、農地所有者が土地持ち非農家<sup>※2</sup>に世代交代したこと、整備された畑が少ないこと、未整備の水田で耕作放棄地が拡大していること等が考えられます。

農業者アンケートの結果、上高野等の特定の集落では、一定規模の耕作面積を有しながら後継者のいない農業者が存在することから、将来的に担い手が減少し、耕作放棄地が拡大することが予測されます。



※2015年については端数調整のため、合計値が一致していません。

※1 農業就業人口・・・P13 右下の各農家の定義の表参照。  
 ※2 土地持ち非農家・・・P13 右下の各農家の定義の表参照。

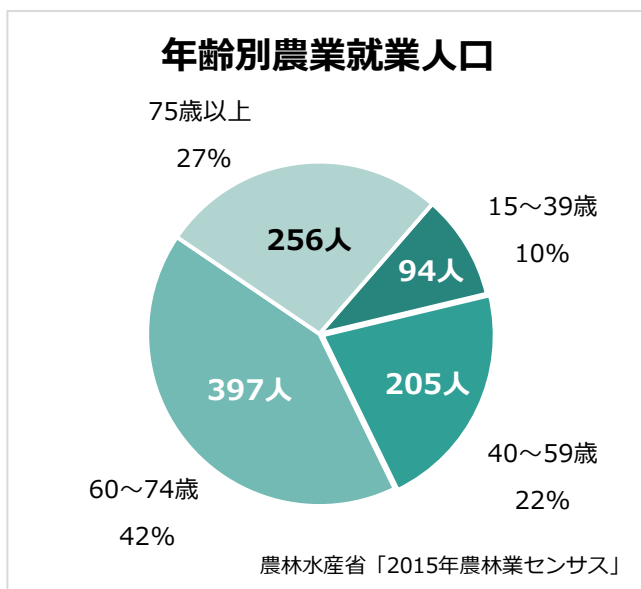
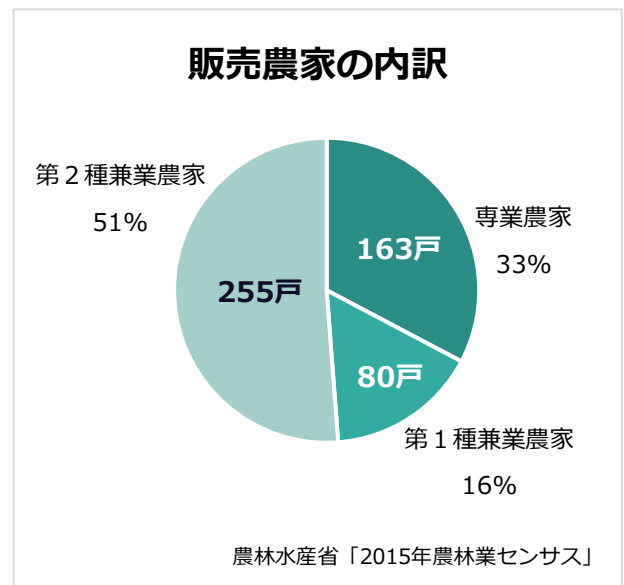
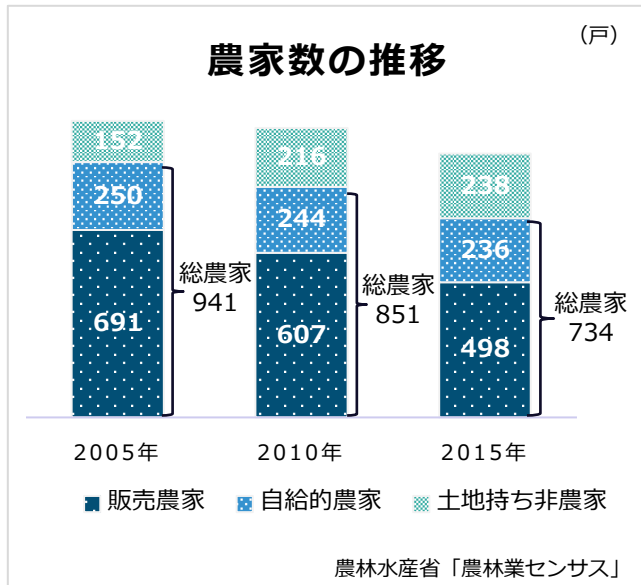
### (3) 担い手

#### ① 概況

2015年における本市の総農家<sup>※</sup>の戸数は734戸となっており、このうち、販売農家<sup>※</sup>は498戸となっています。農家の全体数が減少傾向にある中、特に販売農家が減少しています。一方、自給的農家<sup>※</sup>は微減であり、土地持ち非農家<sup>※</sup>は10年間で86戸の増加となっています。

販売農家の内訳は、専業農家<sup>※</sup>が163戸、第1種兼業農家<sup>※</sup>が80戸、第2種兼業農家<sup>※</sup>が255戸となっています。

年齢別農業就業人口<sup>※</sup>は、60歳以上の農業者が69%、内75歳以上の農業者が27%となっています。



<b>総農家</b>
販売農家と自給的農家の総数
<b>販売農家</b>
経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
<b>自給的農家</b>
経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
<b>土地持ち非農家</b>
農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯
<b>専業農家</b>
世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
<b>第1種兼業農家</b>
農業所得の方が兼業所得より多い兼業農家
<b>第2種兼業農家</b>
兼業所得の方が農業所得より多い兼業農家
<b>農業就業人口</b>
自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

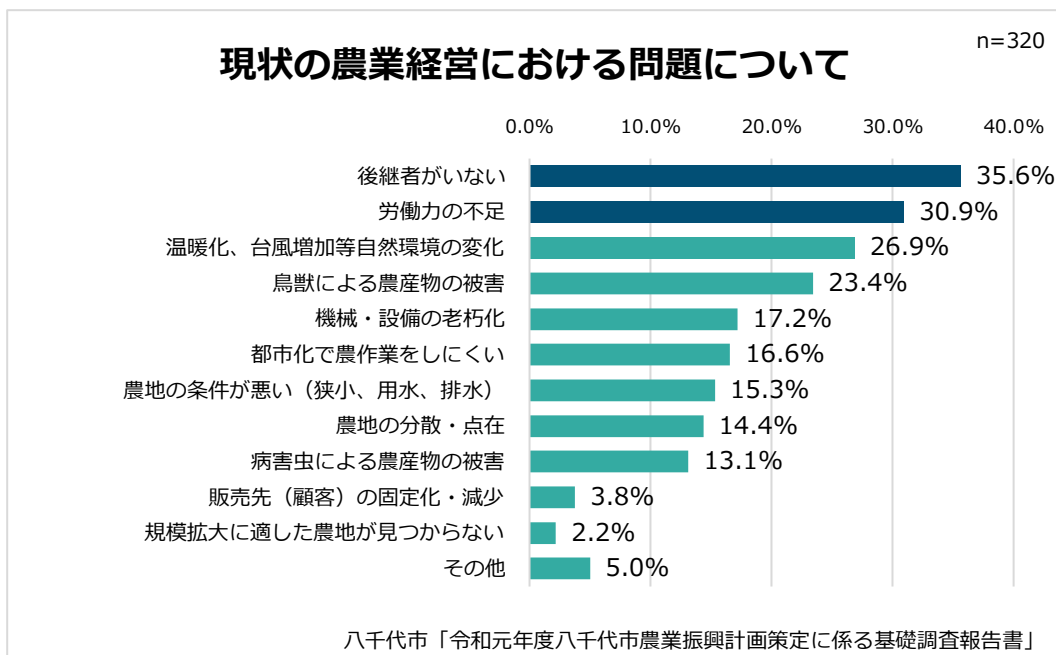
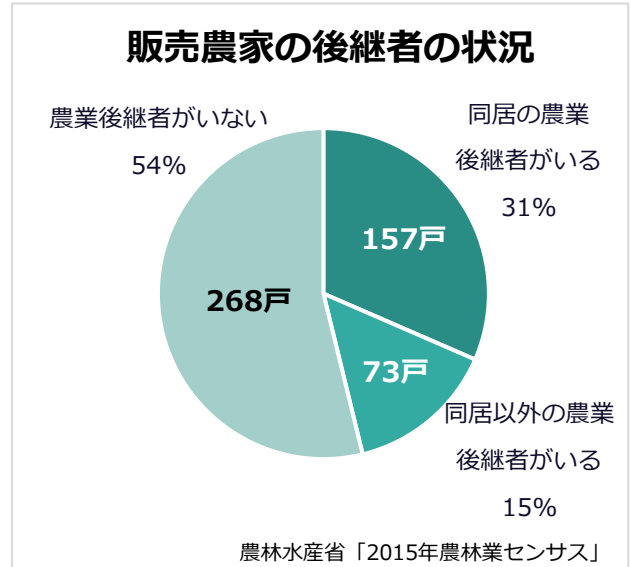
※ 各農家の定義・・・本頁右下の各農家の定義の表参照。

② 後継者・労働力

後継者については、半数以上の販売農家が後継者不在となっています。今後、農業者の高齢化や離農により、土地持ち非農家への世代交代が進み、耕作者のいない農地の増加が懸念されます。

高齢化と後継者不足が進む中、労働力の不足は、農業経営を考える中で上位の問題となっています。

労働力が不足しているとの意見は、多品目を生産して直売所等に出荷している農業者のほか、果樹、ニンジン、ネギ、稲等の生産者から挙がっており、品目別では特に下の表に示した工程において労働力が不足しているとされています。



【労働力が不足している工程】

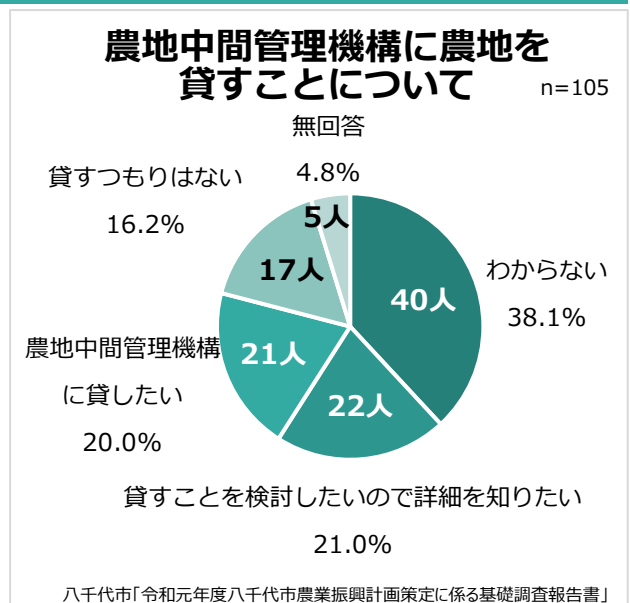
品目	不足している作業
果樹	収穫・剪定
ニンジン	箱詰・ほ場からの運搬・洗浄
ネギ	仕分け・箱詰
稲	田植(補植, 苗の運搬等)

八千代市「令和元年度八千代市農業振興計画策定に係る基礎調査報告書」

また、後継者不足を反映し、農地中間管理機構<sup>※</sup>への貸し付けについては、規模縮小及び離農・引退を考える農業者 105 名のうち、農地中間管理機構に貸したい

(20%)、貸すことを検討したいので詳細を知りたい(21%)を合計した、4割の農業者が関心を示しました。

集落別では島田、麦丸、萱田町、桑納、寺台、上高野、下高野、萱田下、島田台などの農業者が関心を示しました。

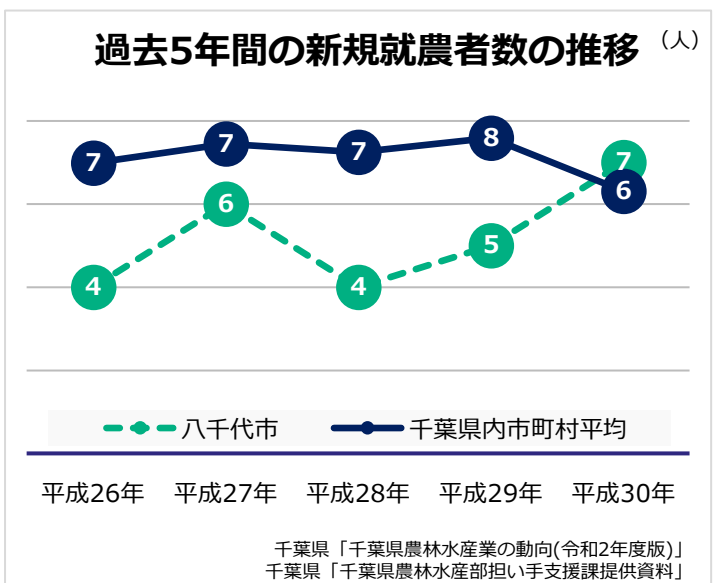
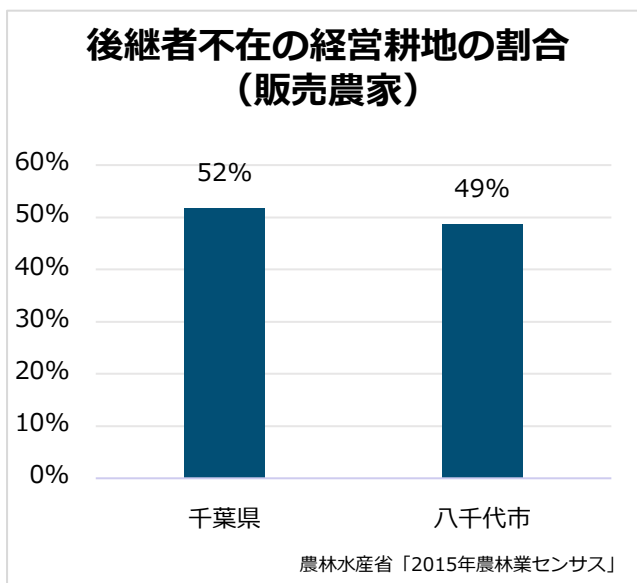


### ③ 担い手の動向 - 新規就農 -

耕作放棄地が増加している状況や、後継者不在の経営耕地が半数を占める状況から、経営耕地を維持するため新たな担い手の確保が必要となってきます。

本市では、八千代市農業協同組合が、就農希望者を部会の生産者として確保する取組が模索されているほか、就農希望者を研修生として受け入れる農家がある等、新規就農に向けた取組が行われています。

しかしながら、貸与希望等の農地の情報に関する周知が不足していること、就農希望者が農地を借りる信用を得にくいこと、就農時の設備投資資金の確保が困難なことから、就農が進みにくい状況です。こうした中、過去5年間の本市における新規就農者の数は4～7人の間で推移しており、千葉県内市町村の平均値を概ね下回っている状況にあります。



※ 農地中間管理機構・・・全都道府県に設置された農地の貸し手と借り手を仲介する機能を担う第三セクター機関。

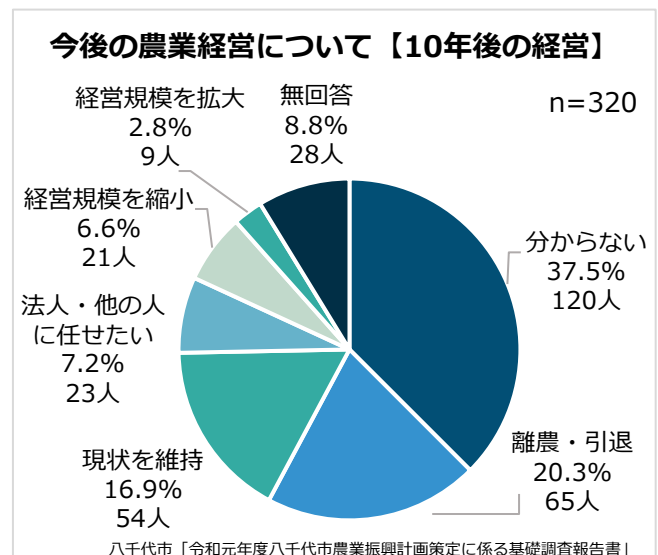
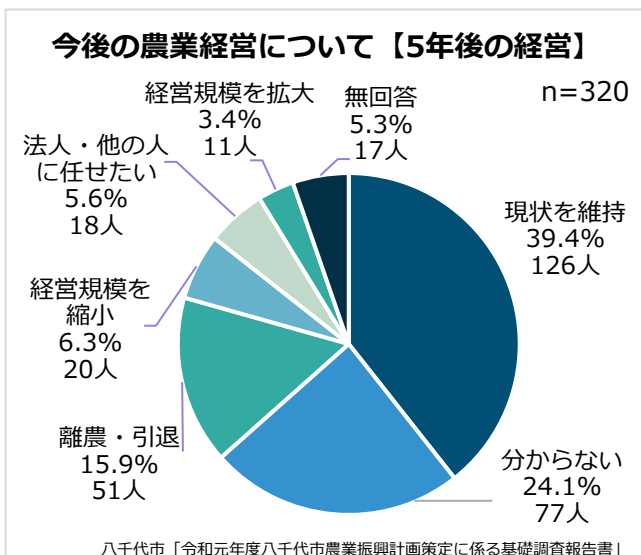
④ 担い手の動向 – 既存農業者 –

◆ 生産性向上に意欲的な農業者が存在

農業者アンケートの結果、認定農業者※<sup>1</sup>、法人経営体等で大型機械の導入やハウスの整備等に取り組む意向があります。また、本市にはエンジン、ネギ、ナシ、施設栽培等で農業者の組織が存在し、こうした組織は、生産者が協力して気候変動への対応や栽培方法の改善、品種等に関する情報を共有し、対策を検討・研究するといった組織的対応を積極化する意向を持っています。

◆ 経営拡大に意欲的農業者が存在

認定農業者や法人経営体を中心に、経営規模を拡大する意向の農業者が、5年後は11名、10年後は9名と少数ながら存在します。また、法人化を志す農業者も存在します。



◆ 水田を担う集落営農法人※<sup>2</sup>が存在

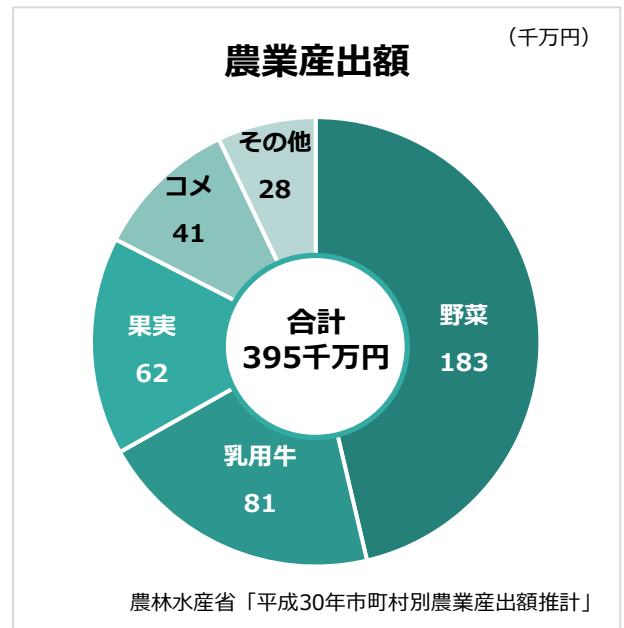
本市では、水田の再基盤整備が行われた地域で、水田の農業経営に取り組む集落営農法人が組織されています。こうした法人の中には、水田の農業経営に加え、イチゴ狩りなどの観光農園に取り組む法人もあります。また、今後の展望として、観光農園の拡大や、新たな作物の導入を模索する等の多角化を検討する法人もあります。一方で、経営規模が小さく、規模拡大のための農地を確保できていない法人もあります。

※<sup>1</sup> 認定農業者・・・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者。農業者が作成する農業経営改善計画をもとに市町村等が認定し、融資等の支援措置を受けられる。  
 ※<sup>2</sup> 集落営農法人・・・集落を単位として農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組むために設立された法人。

## (4) 生産

### ① 生産動向

平成30年における農業産出額は、39億5千万円となっています。内訳は、野菜が18億3千万円、乳用牛が8億1千万円、果実が6億2千万円、コメが4億1千万円の順となっています。野菜は、直売所に出荷する多品目の生産や、国指定産地<sup>※</sup>となっているニンジンのほか、ネギの生産が多くなっています。また、近年は観光農業としてイチゴの生産に取り組む農業者が増加しています。果実ではナシの生産が盛んです。このような生産状況の中、本市の主要な農畜産物であるニンジン、ネギ、ナシ、生乳の出荷量は近年減少傾向にあります。



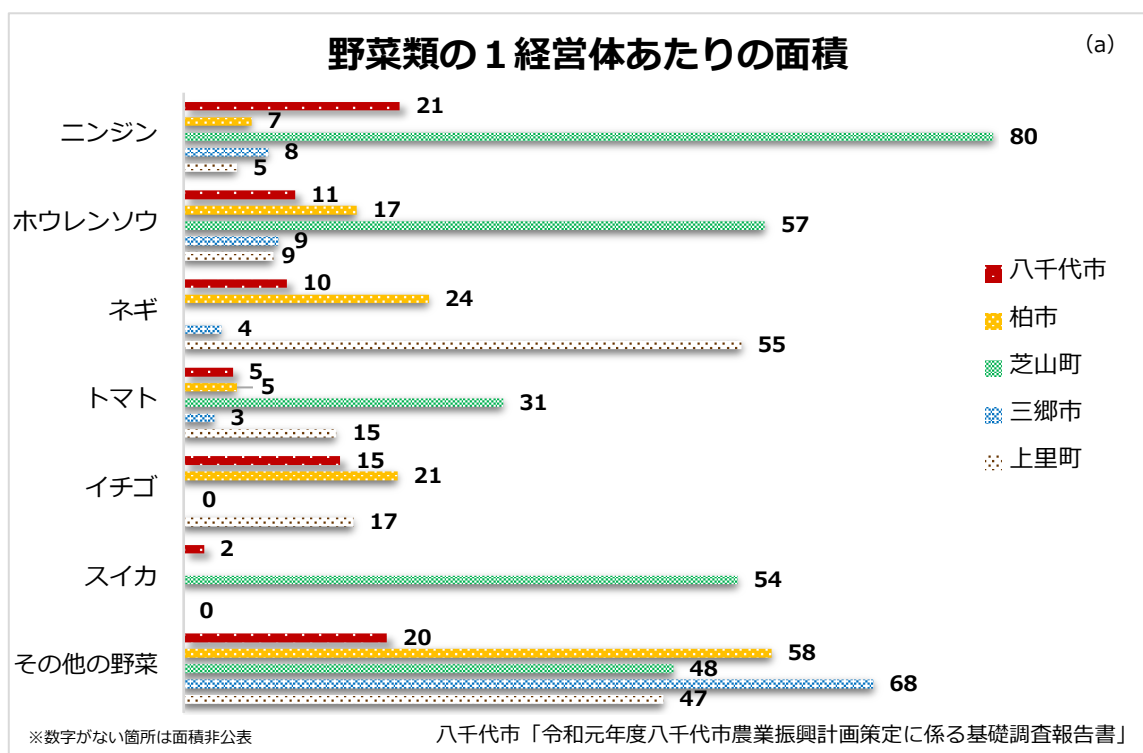
### ② 経営規模

経営の規模については、本市と営農環境が類似し、10aあたりの収入の高い地域と比較した結果、本市の野菜類の経営は小規模となっています。

酪農は、本市の酪農家1件あたりの飼養頭数は、平均67頭となっており、県内では比較的大規模となっていますが、近年全国的には、飼養頭数100頭から1,000頭の大規模な経営体が誕生しています。こうした大規模な経営体では、飼料調達コストの低減や機械導入など、経営の効率化に向けた取組が進んでいます。

※ 国指定産地・・・キャベツ、キュウリ、サトイモ、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ネギ、ニンジン、ハクサイ、パレイショ、ピーマン、ホウレンソウ、レタス（これらを「指定野菜」という。）の生産地域であって、野菜生産出荷安定法に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、農林水産大臣が指定する産地。





### ③ 循環型農業<sup>※1</sup>の基盤

本市は、耕種<sup>※2</sup>・畜産の両方の農業が行われており、ナシの剪定枝などほかの有機系農業廃棄物も含め、循環型農業の基盤を有しています。

現状では、堆肥の品質の面から畑作における堆肥の利用が限られています。また、酪農家が堆肥を製造する際に利用するウッドチップ<sup>※3</sup>は、市外から仕入れており、市内のナシ農家で出る剪定枝はチップ加工や運搬が困難であるため、有効活用されていません。その他、稲のもみ殻等についても積極的に有効活用されている状況にはありません。

一方、八千代市産農産物を差別化する手段として、循環型農業の積極化を期待する意見もあります。

※1 循環型農業・・・畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。  
 ※2 耕種・・・水稻，陸稻，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物，桑の栽培のこと。  
 ※3 ウッドチップ・・・木材を細かく破碎したもの。



## (5) 販売

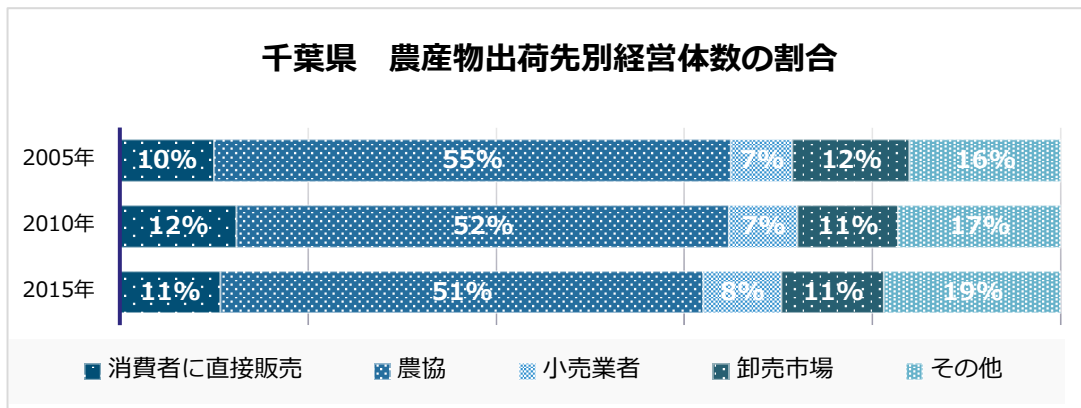
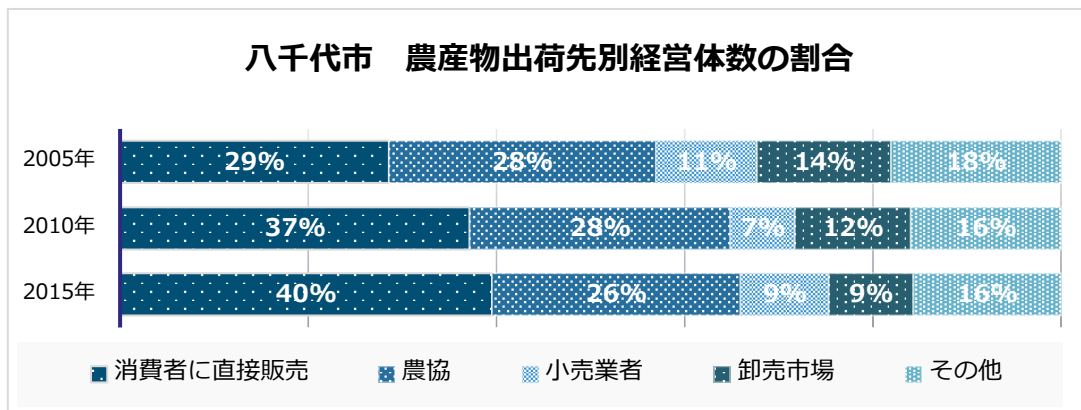
### ① 販売動向

2015年の本市の農産物出荷先別経営体数の割合を見ると、消費者に直接販売が40%と最も多く、農協（農業協同組合）が26%、小売業者及び卸売市場が9%の順となっています。消費者に直接販売の割合は、県と比較しても高いことがわかります。

2005年以降の変化を見ると、消費者に直接販売の割合が高まっており、市内や周辺の消費者人口の増加を背景に、直売所で多様な農産物を販売する地産地消<sup>※</sup>が拡大してきたことが読み取れます。

一方で、近年は、市内の小売店も本市の野菜を取り扱うようになり、直売所や小売店等の身近な販路が拡大しています。小売店は、地元農産物の販売コーナーを維持・拡大するため、1年を通じた農産物の安定供給を求めており、今後の地産地消の拡大に向けた販路として期待されます。

さらには、農業者の高齢化と減少等により、直売所は販売する農産物の供給が不足する状況にあります。また、市場への共同販売が中心となっているニンジン、ネギは、農業者が減少する中で大規模化が進み、生産量を維持していますが、今後の高齢化等による生産量の減少に伴い、出荷量が低下することが心配されます。

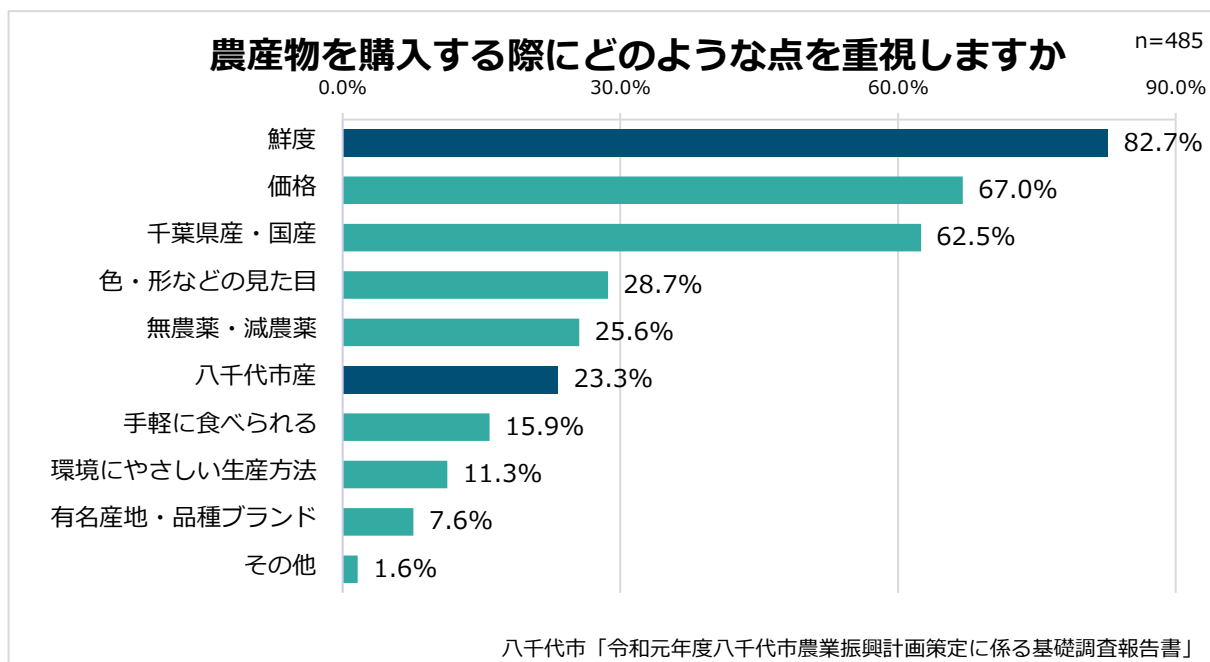


まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム（RESAS）」

※ 地産地消・・・国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。

② 市内消費者の意向

農産物を購入する際に重視をすることについては、鮮度が82.7%と最も多く、次いで価格、千葉県産・国産の順となっています。鮮度を重視する一方、鮮度面で優位な八千代市産を重視する割合は、23.3%にとどまりました。



## (6) 八千代市の農業を取り巻く環境

### ① 農地の整備・集積への取組が加速

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン<sup>※1</sup>等の方針に基づき、農地の8割を担い手が耕作する方向を目指しています。こうした方針に基づき、都道府県に組織された農地中間管理機構による農地集積・集約化<sup>※2</sup>や、基盤整備等の取組が推進されています。

### ② 都市農地の位置づけの変化

都市農業振興基本法が成立し、市街化区域の農地に対する国の方針は、従来の宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと変更されました。これに伴い、生産緑地の税制特例措置等を延長する特定生産緑地<sup>※3</sup>の導入、生産緑地を貸与した場合の相続税納税猶予の継続等、都市と調和し、都市の特性を生かして営農を維持・発展させるための制度改正が行われました。都市部の農地と農業には、新鮮な農産物の供給、良好な景観の形成、農業体験の場の提供等、多面的な役割が期待されています。また、都市計画法<sup>※4</sup>に基づく田園住居地域<sup>※5</sup>に指定されることにより、生産緑地地区における直売所や農家レストランの整備が可能となりました。

### ③ 北部を農業中心の土地利用とする市の方針

八千代市都市マスタープラン<sup>※6</sup>改定版（平成26年3月）では、市の北部地域を中心とした市街化調整区域について、農産物の生産の場として農業を中心とした土地利用を図り、優良農地の確保などに努めるとともに、南部の市街地と対をなす自然を満喫できる場として維持保全していく方針としています。

- 
- ※1 農林水産業・地域の活力創造プラン・・・農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を両軸として、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、総合的に施策を国として取りまとめた計画。
  - ※2 農地集積・集約化・・・農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することで、農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
  - ※3 特定生産緑地・・・指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。
  - ※4 都市計画法・・・都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることによって、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和43年に制定された法律。市街化区域や市街化調整区域等を指定する都市計画について定めている。
  - ※5 田園住居地域・・・都市計画における住居系用途地域の一つで、農業の利用の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。区域内において、開発規制と建築規制が生じる。
  - ※6 八千代市都市マスタープラン・・・都市計画法第18条の2に位置づけられた計画。八千代市第4次総合計画の基本構想に定める将来都市像の実現を目標に掲げている。基本理念の一つとして「近代的農業と住宅が調和した田園都市」を設定している。

#### ④ 担い手（中心となる経営体や新規就農者）への支援が充実

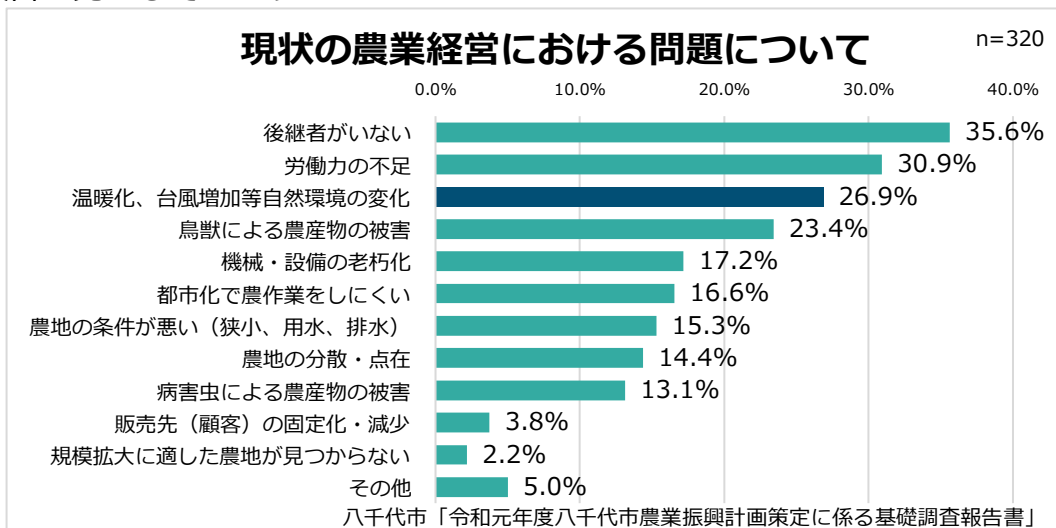
国は、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の取組と合わせ、人・農地プラン<sup>※1</sup>で位置づけられた中心となる経営体等に対し、機械・施設等の設備投資に対する支援を継続して行っています。千葉県では、農業協同組合等と連携して千葉県農業者総合支援センター<sup>※2</sup>を開設し、農地確保、生産技術、販路確保、法人化等の農業経営に関する様々な相談に応じています。また、本市では、千葉農業事務所<sup>※3</sup>により、ニンジン、ナシ、施設野菜等の園芸の生産者組織に対する指導等の支援が行われています。

新規就農者への支援は、比較的若年層を対象とした農業次世代人材投資資金<sup>※4</sup>により、就農の準備期間と就農後を合わせ、最長7年間1年あたり150万円を支給する支援が継続されており、年齢制限は従来の45歳未満から50歳未満に変更されました。また、シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業<sup>※5</sup>という、農業次世代人材投資資金の対象年齢より高い50歳代の就農希望者を研修する機関に対して、研修費用を助成する支援が始まる等、国の新規就農支援は年齢層の拡大と拡充が行われています。

#### ⑤ 生産環境の悪化と制約

近年の相次ぐ台風、豪雨、強風等により、農産物や農業施設への被害が発生しています。農業者アンケートの結果でも温暖化、台風増加等の自然環境の変化は、多くの農業者が問題と感じています。

このほかに、都市化により、農薬散布や機械作業の音、土ぼこり等が周辺の住環境に影響するため、従来のやり方で農作業をしにくい状況が生じてきています。また、本市で盛んな酪農は、牧場用地の確保等飼養頭数を増やすことが難しい状況もあります。こうした問題は、市北部の農業振興地域においても起きています。さらに、鳥獣による農産物の被害も発生しています。



- ※1 人・農地プラン・・・農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
- ※2 千葉県農業者総合支援センター・・・農業者からの多種多様な相談にワンストップで対応する支援機関。
- ※3 千葉農業事務所・・・千葉市、習志野市、八千代市、市原市内の農業畜産の普及、基盤強化等に取り組む千葉県の出先機関。
- ※4 農業次世代人材投資資金・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金。
- ※5 シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業・・・研修機関が50代の就農希望者に対して行う、営農技術習得のための実践研修等の費用を助成する事業。

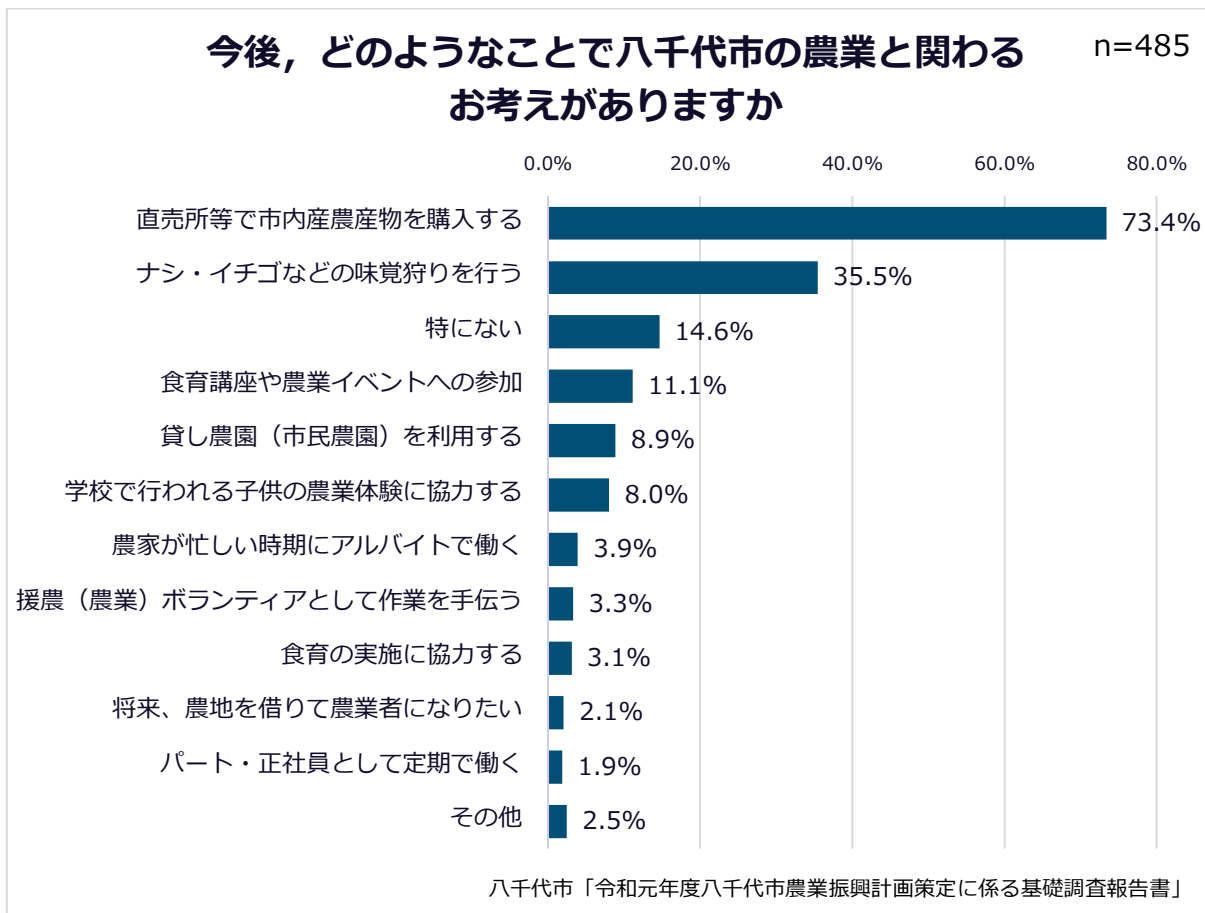
⑥ スマート農業の進展

情報通信技術やセンサーで観測する技術を活用したいいわゆるスマート農業が進展しています。今後の情報通信技術の進展や、生産基盤の整備等の環境整備に伴い、スマート農業の導入領域は広がり、スマート農業に取り組む地域では、生産効率が上がると考えられます。

⑦ 市民の農業への期待と参加の意向

市民へのアンケートの結果、農地を確保して就農を希望する意見、農繁期にアルバイトで働く考えの意見、食育<sup>※1</sup>の実施に協力する意見があるなど、農業に参加する意向がある市民がいます。

一方、農道や水路の清掃・補修といった多面的機能の発揮に取り組む活動組織は、参加者の確保に苦慮している状況があり、また、農業ボランティア<sup>※2</sup>の活動者が減っている状況もあります。今後、農業に興味関心を持つ市民と農業とを結びつけることが必要です。



※1 食育・・・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。  
 ※2 農業ボランティア・・・農作業の手伝いを通じて市民と農業者の交流を図ることを目的に行うボランティア活動。



### ⑧ 地元農産物のニーズの高まり

近年は、直売所に加えて市内の小売店も本市の野菜を取り扱うようになり、農業者にとっての身近な販路が拡大しています。小売店は、地元農産物の販売コーナーを維持・拡大するため、1年を通した農産物の安定供給を求めており、今後の地産地消の拡大に向けた販路として期待されます。

### ⑨ 道の駅やちよを取り巻く環境の変化

道の駅やちよは、平成9年に千葉県で3番目の道の駅として「八千代ふるさとステーション」が開館しました。平成27年からは、新川を挟んで対岸の「やちよ農業交流センター」（平成25年開館）と両施設を結ぶ「ふれあい農業の郷歩道橋」（平成27年開通）も道の駅の一部となり、これらの施設をあわせて「道の駅やちよ」と呼んでいます。

八千代ふるさとステーションが開設して20年以上経過した現在もなお、市民、農業者及び商工業者相互の交流、農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図ること等を目的として運営しており、今後においても道の駅やちよは本市農業の拠点として重要な施設であります。

また、全国的に道の駅は、道路利用者の休憩施設機能を中心として発展していく中で、近年においては、道の駅そのものの役割も大きく変化し、「地域防災」「地域福祉」など地域の課題解決の拠点、「地方創生」の拠点等としての機能も求められ、その多種多様な役割や機能への可能性がますます注目されており、道の駅やちよにおいても同様にさらなる発展が期待されています。

### ⑩ 持続可能性への関心の高まり

国連が提唱したSDGs（持続可能な開発目標）<sup>※1</sup>により、農業に対しても、持続可能性のある生産や経営が重要視される時代となっています。また、世界的な人口の増加と食料需要の拡大が予測される中で、大規模な農業経営に加え、家族単位の農業が世界の食料生産の一翼を担っていることが注目され、家族農業<sup>※2</sup>の継続や機械化等の効率化を進める必要性が重要視されています。

※1 SDGs・・・2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

※2 家族農業・・・家族により管理・運営され、農作業の大部分をその家族内の労働力に依存している農業。世界の農家の約90%が家族農業であり、世界の食料生産の80%を担う。

## (7) 八千代市の農業の課題

### ① 担い手の確保・育成

農業者が減少する中、人・農地プランの実質化<sup>※1</sup>を推進し、経営の拡大や効率化に取り組む担い手や集落営農法人を明確にする必要があります。また、農地中間管理機構等と連携した農地の集積・集約化、スマート農業の導入や機械化等による生産性の向上と生産規模の拡大、法人化、6次産業化や観光農業へのチャレンジ等、所得向上に向けた取組を推進し支援していく必要があります。このほかに、新たな担い手を確保するため、新規就農への対応を行うとともに、後継者不在の担い手の農業経営の継承を推進する必要があります。

### ② 市民の農業への理解と応援

都市化が進む本市の農業の振興に向け、農作業を継続できる環境の維持、農産物の需要拡大、農繁期の労働力の補助など、様々な面で市民の農業に対する理解・協力が不可欠です。市民の理解・協力を得るためには、市民が本市の農業を理解する機会や、消費、農作業、食育などの様々な場面で本市の農業に接し、参加できる機会を確保する必要があります。

### ③ 生産基盤の維持

担い手の農業経営に必要な優良農地を確保するため、未整備の水田は、国等の事業を活用して整備を行っていく必要があります。畑・樹園地は、農業機械の導入や長期の利用など、担い手が条件に合う農地を確保できるよう対応が必要です。

また、農地が減少傾向の中、露地野菜、水田、酪農といった一定の農地面積を必要とする農業の生産基盤を守るとともに、食育、災害時の避難場所、水源涵養<sup>※2</sup>などの多面的機能を発揮するためには、耕作放棄地の有効利用や増加防止に取り組むとともに、適切な量の農地を維持することが必要です。

さらに、気候変動により、農業災害が拡大しつつあるため、防災・減災対策を進めるとともに、災害対応の円滑化に向けた準備を進める必要があります。

※1 人・農地プランの実質化・・・人・農地プランの対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されていない区域において、アンケートや現況把握、将来方針の作成を通して5~10年後の中心となる経営体を定めること。

※2 水源涵養(かんよう)・・・土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

#### ④ 生産力の維持・向上

高齢化、担い手の減少等により、直売所において地元農産物が不足する中、生産拡大への対応を進め、品ぞろえを確保する必要があります。

ニンジン、ネギ等の共選出荷作物についても、担い手不足等による将来的な生産量の低下が心配されるため、生産効率を上げる必要があります。このことから、経営を続ける担い手の農地確保や、労働力軽減への対応を推進するなど、生産力の維持・向上への対応が求められます。

また、持続可能な農業への関心が高まる中、耕種・畜産の両方の農業が営まれている循環型農業の基盤を活かし、資源を有効活用した生産の拡大を検討する必要があります。

これらに加えて、病害虫、鳥獣等による農畜産物の被害の未然防止に努めていく必要があります。

#### ⑤ 八千代市産農産物の周知と販売促進

地産地消を拡大し農家所得を向上させるため、市内における地元農産物の販売場所のPRとともに、地元農産物の利点を周知し販売を促進する必要があります。

また、ニンジン、ネギ、ナシ、生乳といった本市の特産品については、出荷団体や販売先と連携し、他産地との差別化に向けたPRや販売促進を行う必要があります。

#### ⑥ 道の駅やちよの充実

現在、道の駅やちよにおいては、施設運営面のサービス（来館者の利便性）向上や維持管理・運営経費の削減による財政負担の軽減を図り、指定管理者制度<sup>※</sup>を導入しておりますが、雨漏り等を始めとする施設の老朽化対策等ハード面の諸問題（施設の魅力低下）や、道の駅として求められる多種多様な役割、機能及びサービスへの対応等の課題を抱えており、施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして設置目的や指定管理者制度による維持管理・運営方法の見直し等について具体的な解決策を多角的に検討することが肝要です。

※ 指定管理者制度・・・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度。



## **Ⅲ 計画の方向性**



## 基本理念

# 2040年

## 都市生活と農業が共存する街を残すのは私たち

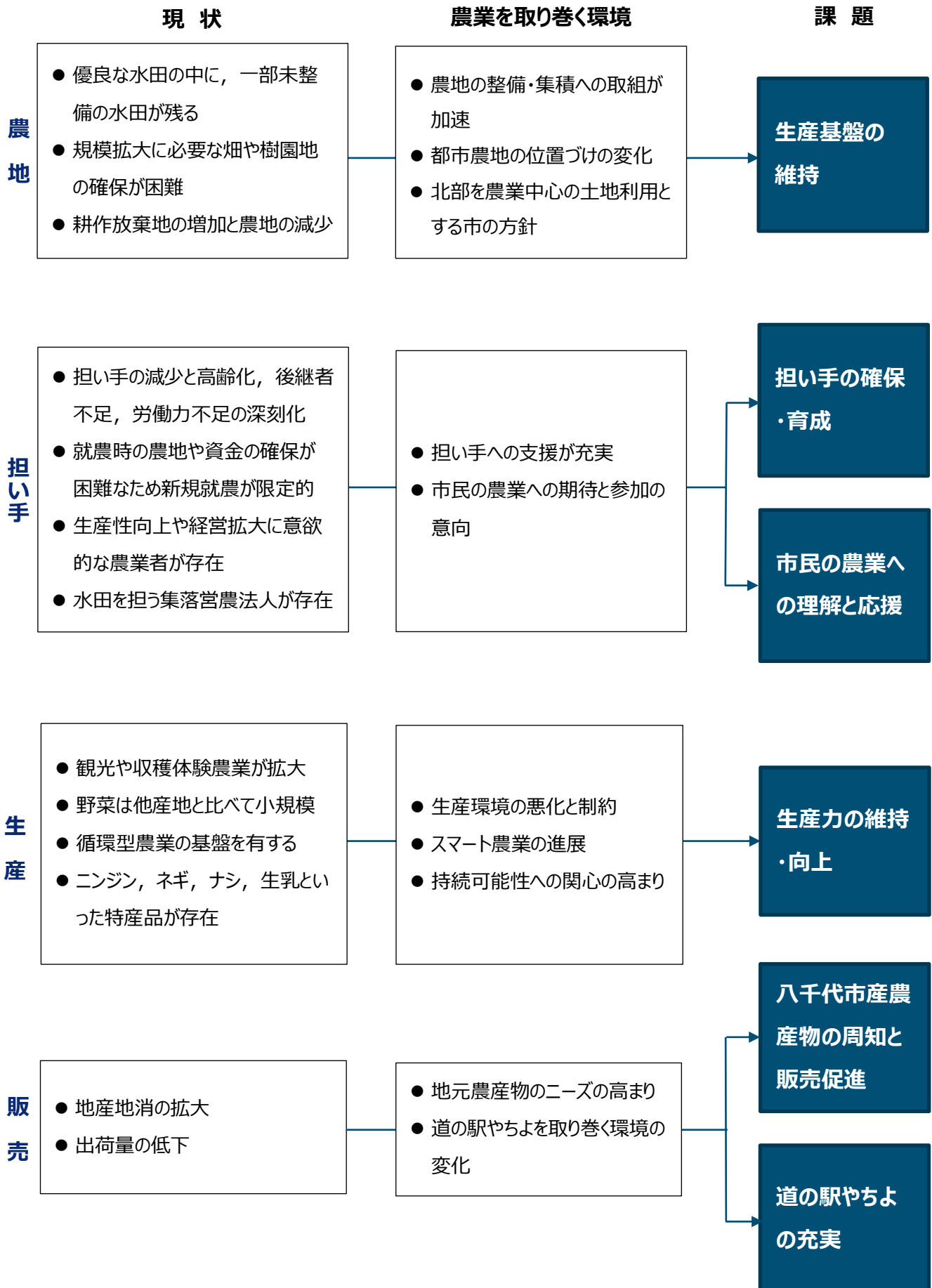
かつて本市は、街のほぼ全域が農村でしたが、交通網の発達により、都市化と人口の増加が進み、街の農業と風景は大きく変わりました。

人口の増加を背景に、主に直売所を販路とした「地産地消」が拡大しました。しかしその一方、都市化が進み農地と住宅等の距離が縮まったことにより、土ぼこりや悪臭等の苦情が増加し、今までのやり方で農作業を行うことが難しい状況も生じています。

世界の人口は増え続け、食料の需要は拡大すると考えられていますが、日本は人口が増える時代は過ぎ、本市の人口も2025年をピークに減少に転じると推計されています。

こうした転換期の今、20年後を見据え、意欲的な担い手がしっかりと生産を続け、20年後も新鮮な食材が身近に手に入る豊かな暮らしを守り、農業が育む実り豊かな風景を守り抜くことを、農業者を含めた全市民が共有する理念とし、農業を振興します。

## 現状と課題の整理



## 施策の体系

〔方針〕	〔施策〕	〔取組〕
<p><b>農業所得の向上</b></p> <p>【対応する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生産力の維持・向上</li> <li>◇ 八千代市産農産物の周知と販売促進</li> <li>◇ 道の駅やちよの充実</li> </ul>	<p>1 道の駅やちよのブラッシュアップ</p> <p>2 地産地消の拡大</p> <p>3 特産品の生産・販売の強化</p> <p>4 付加価値の高い農業経営の支援</p> <p>5 農業災害や被害への対応</p>	<p>(1) 道の駅やちよのブラッシュアップ★</p> <p>(2) 目的地＝「農業的ビジネスチャンスの拠点」とする農業振興★</p> <p>(1) 生産・供給力の強化★</p> <p>(2) 販売の強化</p> <p>(3) 都市農地の有効活用</p> <p>(4) 資源循環の検討</p> <p>(1) 選別・荷造りの共同化の検討</p> <p>(2) 特産品のPR</p> <p>(1) 新たな農業経営の展開の支援</p> <p>(2) 飼料確保の共同化の検討</p> <p>(1) 防災・減災への対応</p> <p>(2) 病害虫・鳥獣等の被害への対応</p> <p>(3) 生産者が共同で行う試験実施への支援</p>
<p><b>農業を担う多様な人材の確保・育成</b></p> <p>【対応する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 担い手の確保・育成</li> <li>◇ 市民の農業への理解と応援</li> </ul>	<p>1 新規就農者の確保・育成</p> <p>2 既存の農業者の育成</p> <p>3 農業の応援者の確保・育成</p>	<p>(1) 新規就農者の経営類型の見直し</p> <p>(2) 就農時の経営資源の確保の支援★</p> <p>(3) 新規就農者の定着の支援★</p> <p>(1) 中心となる経営体の明確化★</p> <p>(2) 中心となる経営体の経営力の向上★</p> <p>(3) 水田における担い手確保の検討</p> <p>(1) 多面的機能の周知方法の検討</p> <p>(2) 食育の推進体制の強化</p> <p>(3) 食育の機会の充実</p> <p>(4) 農作業の技術を持つ市民の育成</p>
<p><b>農地の整備と担い手への集積</b></p> <p>【対応する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生産基盤の維持</li> </ul>	<p>1 農地の整備と保全</p> <p>2 担い手の農地等の確保</p>	<p>(1) 水田の整備</p> <p>(2) 畑の区画の最適化</p> <p>(3) 農地の保全★</p> <p>(4) 耕作放棄地の増加の抑制★</p> <p>(1) 重点地域の検討</p> <p>(2) 担い手への農地の集積★</p> <p>(3) 農業経営の継承の支援</p>

※★は、重点的に取り組むものです。



## **IV 農業振興に向けた施策**





## 方針 1 農業所得の向上

高齢化による労働力の低下や農業災害等により、生産・出荷量の低下が懸念される中、生産・出荷の効率化、消費者に近い都市農業の利点を生かした展開等を支援し、農業所得の向上を図ります。

### 概要

#### 1 道の駅やちよのブラッシュアップ<sup>※1</sup>

施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャル<sup>※2</sup>を十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。



#### 2 地産地消の拡大

生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

#### 3 特産品の生産・販売の強化

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に向けた取組を推進します。

#### 4 付加価値の高い農業経営の支援

コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

#### 5 農業災害や被害への対応

防災・減災への対応や、病害虫・有害鳥獣対策を推進します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】	
①農業産出額	39億5,000万円	40億5,000万円	41億5,000万円	43億4,000万円	
【参考★】	39億5,000万円	38億円	36億6000万円	33億6000万円	
★1995～2015年の農林業センサスにおける農業産出額の減少幅から計算した今後20年の農業産出額の予測値。現状のまま時が経過した場合、この予測値になる可能性がある数値として提示。					
②特産品の産出額 ニンジン、ネギ、 ナシ、生乳	ニンジン	1億2,000万円	1億2,300万円	1億2,600万円	1億3,200万円
	ネギ	3億5,000万円	3億5,900万円	3億6,800万円	3億8,500万円
	ナシ	5億8,000万円	5億9,500万円	6億900万円	6億3,800万円
	生乳	6億6,000万円	6億7,700万円	6億9,300万円	7億2,600万円
③農産物販売金額規模別農家数 における販売金額500万円以上 の農家戸数の割合	21%	22%	22.7%	24.1%	

実績値の時点 ①農業産出額 平成30年

②特産品の産出額 平成30年

③農産物販売金額規模別農家数における販売金額500万円以上の農家戸数の割合 平成27年

※1 ブラッシュアップ・・・既存のものを磨きをかけてより良くすること。

※2 ポテンシャル・・・潜在的な力。可能性としての力。

**施策 1****道の駅やちよのブラッシュアップ**

施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャルを十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。

**（1）道の駅やちよのブラッシュアップ****ア 施設の在り方の見直し**

令和5年度以降における道の駅やちよの管理・運営方法の見直しを行い、財政負担の軽減を図りながら、農業に関する予算の配分についても再検討を行い、施設の管理・運営費へ重点を置く予算配分から「新規就農者の確保・育成，中心となる経営体の育成」等，人材の確保や育成を始めとする本計画の重点施策やアクションプランに鑑みた，農業振興施策への予算配分を検討します。

また，現在抱える施設の諸問題及び全国的に道の駅として求められる多種多様な役割やニーズ等を踏まえながら，中・長期的な施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）について，関係各課と調整を図り，多角的な研究を行います。

**イ 施設の事業展開の更なる磨き上げ**

現在，施設で展開している既存事業の見直し，磨き上げを行いながら，本市農業振興の拠点となる事業を展開するとともに，地域に求められる多種多様な役割等への対応について研究を行い，時代の要請に応じることのできる施設への発展の可能性を検討していきます。

**（2）目的地＝「農業的ビジネスチャンスの拠点」とする農業振興****ア 更なる農業振興に向けた機能強化**

「都心にいちばん近い体験型道の駅」として，地域特産物・農産物の販売や来館者が農業に触れる機会の拡大等を通じ，多くの人の目的地（着地型の施設）となるよう集客を図りながら，道の駅やちよの更なる機能強化を検討し，農業的ビジネスチャンスの創出を行うことによる農家所得の向上を目指します。

**イ 更なる農業振興に向けた農業支援**

農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動，農業技術，農業経営その他農業に関する研修及び指導に関する事業，農業ボランティア推進事業等のプログラム内容について磨き上げを行います。

**施策 2****地産地消の拡大**

生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

**(1) 生産・供給力の強化****ア 品ぞろえの確保**

出荷会員の減少や高齢化等により、直売所における出荷量や品ぞろえが減少しているため、直売所運営者等が品ぞろえを確保することを目的に、出荷者と連携して行う新品目の導入に向けた栽培技術の習得等の取組を支援します。

**イ 技術の継承**

端境期における農産物の生産など、高度な技術を持つ農業者が高齢化し、直売所における出荷量や品ぞろえが減少しているため、高度な技術を次の世代に継承するため、直売所の運営者等が行う研修会の実施や新たな出荷会員の確保を支援します。

**ウ 供給力の強化**

直売所運営者等が行う農産物の集荷や、直売所が年間を通じて市内等の小売店に多様な品目を安定供給する体制づくりを支援します。

**(2) 販売の強化****ア 市内における販路の確保**

市内産の農産物の販売を拡大するため、八千代市農業協同組合と連携を図り、直売所の維持に努めつつ、市内産農産物の取扱店拡大を支援します。

**イ 販売場所の周知**

直売所、観光農園、市内産農産物を継続して販売する小売店等、市内産農産物を購入できる場所のPRを行い、周知することによって市内産農産物の消費拡大を促進します。

**ウ 販促の支援**

試験栽培等を通じて、新たに直売所に出荷される品目については、店頭での試食販促や販促ツールの作成等、消費者への定着に向けた取組を支援します。

**エ 地産地消の利点の周知**

市内産農産物は、新鮮で完熟収穫したものを販売可能であり、味が良いなど、消費者にとっての地産地消のメリットを周知し、市民・来訪者の八千代市産農産物の選択購入を促進します。

### (3) 都市農地の有効活用

生産緑地法<sup>※1</sup>の改正により、都市農地の特性を生かした農地の利用が可能となった状況を踏まえ、生産緑地を活用した直売所や農家レストランの整備、市民農園の開設など、都市のニーズにマッチした農業の展開を支援します。

### (4) 資源循環の検討

#### ア 資源循環に不足する工程とコストの検討

酪農家が堆肥を製造する際には水分調整のため副資材を利用しています。副資材はおがくずや戻し堆肥、ウッドチップ等いくつか種類がありますが、ナシの剪定枝をウッドチップとして利用するためには、チップ加工や運搬が困難なため、市内のナシ農家からでる剪定枝の有効活用が進んでいない状況です。また、剪定枝以外の収穫残さやもみ殻等の有機資源も利用されていません。一方で、耕種農家における市内産の堆肥の利用状況は、堆肥の品質の問題と散布が困難であることから、限定的となっています。

こうした状況を改善し、市内の資源を有効活用した農業の実現性を検討するため、資源循環に不足する工程を確保する方策やコストを検討します。

#### イ 資源循環型農業の導入の検討

ナシの剪定枝や家畜排せつ物など、活用しきれていない資源を有効活用し、資源循環が図られた持続可能な農業を目指すとともに、悪臭の防止や野焼きの減少など住環境の改善を図るため、総合有機廃棄物処理場<sup>※2</sup>の整備等、資源循環型農業の導入に向けた方策を検討します。

※1 生産緑地法・・・生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定める法律。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

※2 総合有機廃棄物処理場・・・営農により生じる多様な有機廃棄物を処理・資源化する施設。

**施策3****特産品の生産・販売の強化**

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に向けた取組を推進します。

**(1) 選別・荷造りの共同化の検討**

市内で生産量の多いニンジン、ネギは大規模化が進んでいますが、収穫後の選別・荷造りの労働が負担となっています。このため、選別と荷造りの工程をまとめて行う共同選果施設の整備について、整備・運営コストの試算や、担い手の労働時間削減の効果の試算など、出荷団体が行う整備に向けた検討を支援します。

**(2) 特産品のPR**

ニンジン、ネギ、ナシ、生乳は出荷団体等が行う市民等へのPRや、小売店における販促イベントの実施を支援します。

また、広報紙や食育等、市民に農業の情報を発信する様々な媒体や機会を通じて、市の特産品であることの周知に取り組みます。



## 施策 4

## 付加価値の高い農業経営の支援

コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

### (1) 新たな農業経営の展開の支援

#### ア 6次産業化・農商工観連携の支援

生産者が、農業経営の収益性を向上させることを目的に行う加工・販売や、農家レストランの開設などの6次産業化の取組について、国・県の事業等を活用した支援を行います。また、農業者、商工業者、観光業者が共同して行う取組を支援するため「農商工観連携」の促進に取り組みます。

#### イ 新規作物等の導入の支援

新たな作物を経営に取り入れることや、出荷団体の新品種の導入に向けた試験など、新たな作物や品種の導入に向けた共同の取組を支援します。

#### ウ 経営の効率化に向けた支援

担い手が減少していく中で農業を維持していくためには、作業負担を軽減し効率化を図る必要があります。このことから、機械化の促進や高性能機械の導入、ヘルパーの雇用促進など経営の効率化に向けた取組を支援していきます。

#### エ 観光・体験農業の展開に向けた環境の整備

市内で展開されている観光・体験農業について、より多くの農業者がチャレンジできるよう、環境の整備に努めます。

### (2) 飼料確保の共同化の検討

#### ア TMRセンター<sup>※</sup>の導入の検討

酪農は、全国的に飼養頭数の増頭による経営の大規模化が進み、大規模な経営体は効率的な経営が可能となっています。一方、本市は、都市化により経営規模を拡大することが容易ではないため、酪農家同士の連携によるコストカットを推進する必要があります。このことから、酪農家が連携して飼料を確保・調整するTMRセンターの導入に向けた方策を検討します。

#### イ 耕畜連携による自給飼料の確保

酪農家が飼料として利用するWCS用稲や稲わらについて、集落営農法人等の大規模な耕種農業者と酪農家が連携し、生産や供給を拡大する取組を支援します。

※ TMRセンター・・・TMR（Total Mixed Ration：粗飼料と濃厚飼料，ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料）の生産，調製から配送までを行う施設。酪農家の労力軽減や，飼料の品質向上による経営の安定に寄与する。

**施策5****農業災害や被害への対応**

防災・減災への対応や、病虫害・有害鳥獣対策を推進します。

**(1) 防災・減災への対応****ア 農業施設の減災対策の推進**

台風、豪雨、強風等による被害を軽減させるため、ナシ園やハウス等について、台風、豪雨、強風等に対応した施設の改良や設備に関する情報の提供を行うとともに、それらの導入を支援します。

**イ 生産物や施設の位置情報の収集・整理**

災害の発生時に、被害の状況を迅速かつ正確に把握することを目的に、ハウス等の施設の位置や農地ごとの生産物の情報を収集・整理します。

また関係機関と連携し、災害発生時速やかに情報を把握・共有できる連絡体制を構築します。

**(2) 病虫害・鳥獣等の被害への対応****ア 被害の防止に向けた情報の提供**

病虫害及び鳥獣による農産物の被害や、家畜伝染病による被害、さらには、農作業中における事故等を防止するため、最新情報を収集して提供し注意喚起に取り組みます。

**イ 鳥獣被害対策への支援**

鳥獣被害防止を目的とした捕獲等を支援します。

**ウ 家畜伝染病や病虫害の発生及びまん延防止の支援**

家畜伝染病防止のための予防接種の推進や防疫資材の配布など、家畜伝染病予防を支援します。また、植物防疫のため農薬の空中散布等について支援を行います。

**(3) 生産者が共同で行う試験実施への支援**

気候変動への対策や鳥獣被害の防止対策について、生産部会、生産者の組合、直売所の出荷者等が、共同で行う新品種の導入や資材の導入・設置等の試験の実施について、試験ほ場の確保や資材の導入などを支援します。

## 方針2 農業を担う多様な人材の確保・育成

担い手の減少と高齢化が進む中、意欲的な農業者への支援を集中して行うため、経営の拡大や効率化に取り組む中心となる経営体を明確にするとともに、新たに農業に取り組む人材の確保・定着化を推進します。また、本市の農業を応援する人材の確保・育成に取り組みます。

### 概要

#### 1 新規就農者の確保・育成

本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

#### 2 既存の農業者の育成

人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、中心となる経営体の経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

#### 3 農業の応援者の確保・育成

本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を推進します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】
①実質化された人・農地プラン数	0件	7件	13件	23件
②認定農業者（経営体数）	93件	110件	120件	130件

実績値の時点 ①実質化された人・農地プラン数 令和元年度  
②認定農業者（経営体数） 令和元年度



**施策 1****新規就農者の確保・育成**

本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

**(1) 新規就農者の経営類型<sup>※</sup>の見直し**

地産地消に特化した経営や、地産地消と共同販売作物の生産、法人の雇用就農と自主経営の複合収入、市民の定年退職後の就農など、本市の営農環境や就農ニーズにマッチした生産品目、経営面積等のモデルを検討し、新規就農者の経営類型を示す農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直します。

また、見直し後の経営類型をPRするとともに、地産地消や観光農園に取り組む農業者、定年退職後に就農した人材など、本市の現状や経営類型にマッチした農業経営に取り組む人材をPRし、農業を身近な職業として考えるきっかけを提供することで農業のイメージアップを図り、新規就農希望者の確保に取り組みます。

**(2) 就農時の経営資源の確保の支援**

人・農地プランの実質化を通じ、就農時の農地の確保や、機械導入等に必要となる営農資金の確保を支援します。

**(3) 新規就農者の定着の支援**

市内の集落営農法人における雇用研修や、出荷団体の生産部会との交流、研修等、就農希望者と地域の農業者等が交流する機会を確保し、就農希望者の地域への定着を促進します。

また、栽培技術や、販路の確保、コストの削減等、農業経営に関する知識の習得を支援する研修の機会を確保します。

※ 経営類型・・・作付する品目の組み合わせにより類型化した営農モデル。

## 施策 2

### 既存の農業者の育成

人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、中心となる経営体の経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

#### (1) 中心となる経営体の明確化

人・農地プランの実質化を推進し、認定農業者や法人など、国や県の支援対象となる地域の中心的な経営体を明確にします。

#### (2) 中心となる経営体の経営力の向上

人・農地プランの実質化に向けた検討を通じ、中心となる経営体ごとの経営規模の拡大や効率化に向けた計画を明確にし、農地の確保、農機・施設の導入、新たな農業経営のチャレンジに対する支援など、経営拡大や効率化のための支援を行います。また、法人化を検討する担い手の相談に対応し、法人化を支援します。

#### (3) 水田における担い手確保の検討

水田の担い手を確保・育成し、基盤整備された水田の持続的営農体制を構築するため、人・農地プランの実質化や基盤整備に向けた検討の機会などを通じ、既存の集落営農法人等への集積や新たな法人の必要性を検討します。

**施策3****農業の応援者の確保・育成**

本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を推進します。

**(1) 多面的機能の周知方法の検討**

身近に新鮮な食材がある利点とともに、農業により景観が保全されること、大雨・台風襲来時の保水機能を有していること、災害時の避難場所となることなど、農業が多面的機能を有する利点を周知する方法を検討します。

**(2) 食育の推進体制の強化**

農業の利点を周知するための食育を強化するため、食育の講師等として協力する意向を持つ市民や農業者を対象とした研修を行い、食育に協力する人材を確保することにより食育の推進体制を強化します。

**(3) 食育の機会の充実**

農業体験など市民が農業に触れて理解する場の整備や、広報紙やイベントなどを活用した本市の食と農業に関する情報の提供を行います。また、食育の一環として、ナシ、ニンジン、コメなど本市の産品をテーマとした調理体験等の機会を整備し、新鮮な市内産食材の魅力や活用方策の周知に取り組みます。

学校給食において、市内産の農産物を活用したメニューの提供を推進するとともに、食事として提供する農産物や生産者の情報を伝える機会を整備するなど、学校における食育を充実します。

**(4) 農作業の技術を持つ市民の育成**

既存の農業ボランティア養成講座を継続し、収穫や選別・荷造り、酪農の給餌など、農業者が労働力を必要とする作業工程について、技術を持つ人材の確保・育成に取り組むとともに、農業者と技術を持つ人材のマッチングを推進します。

## 方針3 農地の整備と担い手への集積

農地の減少と耕作放棄地の増加が進んでおり、また、未整備の農地も残されているため、農地を整備し、耕作しやすい農地にするとともに、規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

### 概要

#### 1 農地の整備と保全

水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

#### 2 担い手の農地等の確保

経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしを推進し、担い手の効率的な経営拡大を支援します。



### 目標

項目	【実績】	2025年度 【5年後】	2030年度 【10年後】	2040年度 【20年後】
①水田の再基盤整備面積	306.5ha	342.1ha	381.9ha	406.6ha
②担い手への農地集積面積	278.4ha	335.6ha	387.4ha	427.2ha

実績値の時点 ①水田の再基盤整備面積 令和元年度  
②担い手への農地集積面積 令和元年度

**施策 1****農地の整備と保全**

水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

**(1) 水田の整備**

小規模な区画となっている水田の整備に向け、農地所有者の意向や、担い手の水田整備後における耕作の意向を把握し、農家負担の少ない方法で基盤整備の実現性を検討します。また、検討結果を踏まえ、水田の基盤整備を推進します。

**(2) 畑の区画の最適化**

不整形な畑や狭小な畑について、区画拡大などを検討し、担い手が耕作しやすい畑への整備を支援します。

**(3) 農地の保全**

水田の整備や畑の区画の拡大と合わせ、将来にわたって適正な量の農地を適正な場所に保全していくため、農業振興地域整備計画の定期的な見直しに取り組みます。

特定生産緑地制度の活用や、都市農地の貸借の推進により都市における農業経営の継続を支援し、農業生産のために有効活用される都市農地の保全に取り組みます。

また、多面的機能支払交付金<sup>※</sup>の活用を推進し、農地の荒廃の予防を図ります。

**(4) 耕作放棄地の増加の抑制**

貸与を希望する農地の掘り起こしにより、農地が荒れる前に担い手への集積を促進し、耕作放棄地の発生を抑制します。また、担い手が利用する意向を示す耕作放棄地は、農地への復元を支援するとともに、担い手への集積を行います。

また、地形や立地、日照条件等から農業生産に活用が難しい耕作放棄地は、市民の力も活用し景観作物の作付を支援する等、多面的機能を発揮する農地として保全を図ります。

※ 多面的機能支払交付金・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。

## 施策 2

## 担い手の農地等の確保

経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしを推進し、担い手の効率的な経営拡大を支援します。

### （１）重点地域の検討

農業委員会と連携して、経営規模を拡大する意向のある農業者を把握し、当該農業者がどこの地域に農地の確保を望んでいるか、情報を収集・整理することにより、農地の借用希望の多い地域を明らかにし、貸与希望農地の掘り起こしを優先的に行う重点地域として位置づけることを検討します。

### （２）担い手への農地の集積

#### ア 農地利用最適化活動による掘り起こし

農業委員会が行う農地の利用状況調査にあわせ、荒廃農地調査を行い、農業委員及び農地利用最適化推進委員<sup>※</sup>と連携することで、担い手の条件に合った農地の掘り起こしを推進します。

#### イ 担い手が長期に利用できる農地の確保

投資を回収するために長期的な利用権の設定を必要とするナシ等の規模拡大を支援するため、長期間にわたる利用権設定への理解の促進に取り組みます。

#### ウ 農地中間管理事業の推進

重点地域において、農地所有者を対象とした農地中間管理事業の説明や意向調査を行い、農地中間管理事業による貸借や営農条件の改善を推進します。

### （３）農業経営の継承の支援

高齢化等による離農が増加し担い手の減少が進む中、ナシ園やハウス、牛舎などの経営資源を無駄にせず活用できるよう、規模拡大を希望する農業者や、新規就農者に引き継ぐ事業継承を推進します。

また、持続可能な農業経営を確保するため、法人化に向けた情報提供や相談への対応を行います。

※ 農地利用最適化推進委員・・・担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者。農業委員会より委嘱され、地域での話し合いや農地の出し手・受け手へのアプローチ、遊休農地の発生防止・解消等を行う。



## ◆ 計画の推進に向けて

### 八千代市農業振興アクションプランの策定

本計画の実効性を担保し、基本的な施策を効果的に実施するため、具体的な事業計画として、「八千代市農業振興アクションプラン」を別途策定するものとします。

### 関係機関との連携体制の整備

本計画に記載の施策は、出荷団体や生産者が主体となって行う必要がある内容や、施策の推進にあたり、栽培技術の指導、農地中間管理事業など、県や関係機関の協力を必要とする事業があります。こうした施策の推進に向けて、関係機関との連携体制を整備します。

### 新型コロナウイルス感染拡大等の予期せぬ事態への対応

本計画が策定された2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により人々の生活が一変し、本市の農業にも影響が及ぼされた年でした。また、新型コロナウイルスの感染拡大が与えた影響は一過性のものではなく、今後の人々の生活のスタンダードになっていくことが予想されています。

こうした状況に鑑み、本計画の推進にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を十分に考慮しながら、今後起こり得る様々な予期せぬ事態に対し、柔軟な対応に努めます。





## **V 參考資料**



## 八千代市産業振興基本条例

平成 20 年 6 月 26 日

条例第 16 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域の活性化及び市民生活の向上に寄与するものであることにかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業の健全な発展を促進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で経済活動を行うものをいう。
- (2) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体その他の市内における産業の発展に寄与する団体をいう。

## (基本方針)

第 3 条 産業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善に向けた事業者の自助努力を基に、市、事業者、産業経済団体及び市民が協力して推進することを基本方針とする。

2 産業の振興は、前項に規定するもののほか、商業、工業、農業及び観光については、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、少子高齢化社会における市民の消費生活を支えるとともに、店舗の規模、営業形態等の違いによらず共存共栄による活性化を図る。
- (2) 工業については、良好な操業環境及び就労環境の確保に努めるとともに、産官学民の連携、新規事業の創出、技術の革新、生産性の向上等による振興を図る。
- (3) 農業については、優良農地の確保、経営の安定化、安全かつ良質な農産物の供給及び環境にやさしい農業に努めるとともに、都市型農業の振興を図る。
- (4) 観光については、観光資源の創出、観光情報の収集及び発信並びに体験型観光の拡充に努めるとともに、交流人口の増加を図る。

## (市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため必要な産業の振興に関する施策を推進し、その施策の実施に当たっては、国及び千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、産業経済団体、大学等の研究機関及び市民との協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、周辺の生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に十分配慮するとともに、自らの事業の発展に努めるものとする。

2 事業者は、産業の振興に中心的役割を果たす商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び産業経済団体が行う産業の振興に関する事業の推進に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、市が行う産業の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、自らの活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、産業の発展が地域社会を活性化し、市民生活の向上につながることを認識し、産業の発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第8条 産業の振興を推進するため、八千代市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 八千代市産業振興審議会規則

平成 20 年 6 月 26 日  
規則第 28 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市産業振興基本条例(平成 20 年八千代市条例第 16 号)第 8 条第 6 項の規定により、八千代市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工業に係る団体の代表者 4 人以内
- (2) 農業に係る団体の代表者 3 人以内
- (3) 観光に関する学識経験を有する者 1 人以内
- (4) 市民 2 人以内

## (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、産業振興担当課において処理する。

## (委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

## (会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議及び第 3 条第 1 項の規定により互選される前に招集される会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 八千代市農業振興計画策定検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 八千代市農業振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、八千代市の農業の現状や課題等について広く関係者の意見を聞くため、八千代市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 八千代市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に関して市長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び権限)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、八千代市経済環境部長の職にある者をもって充て、副会長は学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。その際代理出席による出席を妨げない。
- 3 会議の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (代理出席)

第7条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を立てることができる。この場合においては、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。

- 2 代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、八千代市経済環境部農政課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、八千代市経済環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年9月20日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、八千代市農業振興計画策定の日をもって廃止する。

別表

区分	人数
学識経験者	1人
八千代市農業委員会委員（農業委員）	1人
農業団体の関係者	4人
農業関係組織の関係者	2人
流通関係者	2人
流通関係団体	1人
消費関係者	2人
千葉農業事務所職員	1人
八千代市経済環境部長の職にある者	1人

## 策定経過

日付	内容
令和元年 9 月 20 日	八千代市農業振興計画策定検討委員会 設置
令和元年 10 月 23 日～ 令和元年 10 月 29 日	関係団体に対するヒアリング調査 実施（全 14 団体）
令和元年 11 月 15 日	令和元年度第 1 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和元年 12 月 6 日～ 令和 2 年 1 月 10 日	八千代市農業振興計画に係る農業者アンケート 調査 実施（配布数：1,061 通，有効回答数 320 通） 八千代市農業振興計画に係る市民アンケート 調査 実施（配布数：1,500 通，有効回答数 485 通）
令和 2 年 2 月 10 日	令和元年度第 2 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 6 月 9 日～ 令和 2 年 6 月 12 日	関係団体に対するヒアリング調査 実施（全 15 団体）
令和 2 年 8 月 4 日	令和 2 年度第 1 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 9 月 17 日	令和 2 年度第 2 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 10 月 15 日～ 令和 2 年 11 月 16 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 12 月 18 日	令和 2 年度第 3 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 3 年 2 月 5 日	八千代市産業振興審議会 開催
令和 3 年 3 月 1 日	八千代市第 2 次農業振興計画策定



## 用語集

### ア行

**ウッドチップ**・・・木材を細かく破砕したもの。

**営農**・・・農業を営むこと。

**SDGs**・・・2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

### カ行

**家族農業**・・・家族により管理・運営され、農作業の大部分をその家族内の労働力に依存している農業。世界の農家の約90%が家族農家であり、世界の食料生産の80%を担う。

**基盤整備事業**・・・農業構造の改善、生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地、水利条件などの整備、開発をする事業。

**国指定産地**・・・キャベツ、キュウリ、サトイモ、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ネギ、ニンジン、ハクサイ、バレイショ、ピーマン、ホウレンソウ、レタス（これらを「指定野菜」という。）の生産地域であって、野菜生産出荷安定法に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、農林水産大臣が指定する産地。

**経営耕地面積**・・・農業経営体が経営している耕地の面積。自家で所有し耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計。

**経営類型**・・・作付する品目の組み合わせにより類型化した営農モデル。

**耕作放棄地**・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

**耕種**・・・水稻、陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培のこと。

**固定資産の価格等の概要調書**・・・地方税法第418条の規定に基づき、全国一様の様式により作成される固定資産（土地・家屋・償却資産）の価格等に関する統計資料。

### サ行

**再基盤整備事業**・・・過去に基盤整備事業を実施した地域で、整備箇所の経年変化等により営農に支障が出ている部分の再整備や地域のニーズに合わせた機能を追加する整備を実施する事業。

**市街化区域**・・・都市計画法で指定される，都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域と，おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**自給的農家**・・・経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

**指定管理者制度**・・・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため，民間のノウハウを活用し，住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として，民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度。

**シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業**・・・研修機関が50代の就農希望者に対して行う，営農技術習得のための実践研修等の費用を助成する事業。

**集落営農法人**・・・集落を単位として農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組むために設立された法人。

**循環型農業**・・・畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し，環境に配慮した持続性の高い農業。

**食育**・・・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し，健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

**水源涵養（かんよう）**・・・土壌が降水を貯留し，河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに，川の流量を安定させる機能。

**生産緑地**・・・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林。

**生産緑地法**・・・生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定める法律。農林漁業との調整を図りつつ，良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

**専業農家**・・・世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

**総合有機廃棄物処理場**・・・営農により生じる多様な有機廃棄物を処理・資源化する施設。

**総農家**・・・販売農家と自給的農家の総数。

## 夕行

**第1次産業，第2次産業，第3次産業**・・・第1次産業とは農業，林業，漁業を，第2次産業とは鉱業，建設業，製造業を，第3次産業とは前記及び分類不能の産業以外の産業を指す。

**第1種兼業農家**・・・農業所得の方が兼業所得より多い兼業農家。

**第2種兼業農家**・・・兼業所得の方が農業所得より多い兼業農家。

**多面的機能支払交付金**・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。

**地産地消**・・・国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。

**千葉県農業者総合支援センター**・・・農業者からの多種多様な相談にワンストップで対応する支援機関。

**千葉農業事務所**・・・千葉市，習志野市，八千代市，市原市内の農業畜産業の普及，基盤強化等に取り組む千葉県の出先機関。

**TMRセンター**・・・TMR（Total Mixed Ration：粗飼料と濃厚飼料，ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料）の生産，調製から配送までを行う施設。酪農家の労力軽減や，飼料の品質向上による経営の安定に寄与する。

**田園住居地域**・・・都市計画における住居系用途地域の一つで，農業の利用の増進を図りつつ，これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。区域内において，開発規制と建築規制が生じる。

**特定生産緑地**・・・指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について，買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。

**都市計画法**・・・都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることによって，国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に，昭和43年に制定された法律。市街化区域や市街化調整区域等を指定する都市計画について定めている。

**都市農業**・・・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供，災害に備えたオープンスペースの確保，やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など，多様な役割を果たしている。

**都市農業振興基本計画**・・・都市農業振興基本法に基づき，都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が定める基本計画。

**都市農業振興基本法**・・・都市農業の安定的な継続を図るとともに，多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として，平成27年に制定された法律。

**都市農地**・・・市街化区域内にある農地。

**土地持ち非農家**・・・農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

## ナ行

**認定農業者**・・・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者。農業者が作成する農業経営改善計画をもとに市町村等が認定し，融資等の支援措置を受けられる。

**農業・農村の有する多面的機能**・・・国土の保全，水源の涵養（かんよう），自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等，農村で農業生産活動が行われることにより生ずる，食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

**農業次世代人材投資資金**・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金。

**農業就業人口**・・・自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者。

**農業従事者**・・・15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。

**農業振興地域**・・・国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づいて都道府県が定める「農業振興地域整備基本方針」において都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域。

**農業ボランティア**・・・農作業の手伝いを通じて市民と農業者の交流を図ることを目的に行うボランティア活動。

**農地集積・集約化**・・・農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することで、農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

**農地中間管理機構**・・・全都道府県に設置された農地の貸し手と借り手を仲介する機能を担う第三セクター機関。

**農地利用最適化推進委員**・・・担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者。農業委員会より委嘱され、地域での話し合いや農地の出し手・受け手へのアプローチ、遊休農地の発生防止・解消等を行う。

**農林水産業・地域の活力創造プラン**・・・農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を両軸として、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、総合的に施策を国として取りまとめた計画。

## 八行

**販売農家**・・・経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

**人・農地プラン**・・・農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

**人・農地プランの実質化**・・・人・農地プランの対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されていない区域において、アンケートや現況把握、将来方針の作成を通して5～10年後の中心的な経営体を定めること。

**ブラッシュアップ**・・・既存のものを磨きをかけてより良くすること。

**ポテンシャル**・・・潜在的な力。可能性としての力。

---

## ヤ行

---

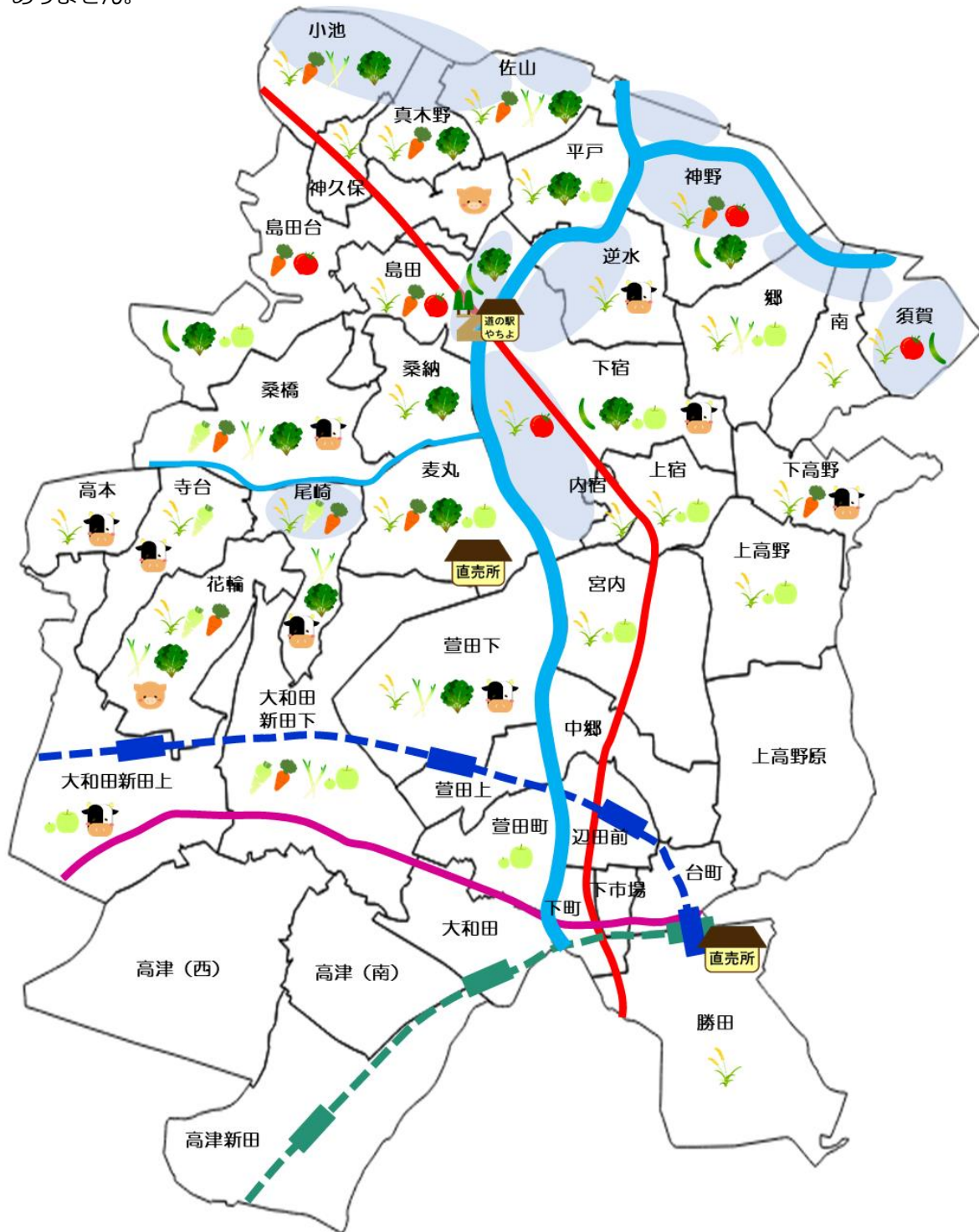
**八千代市人口ビジョン**・・・八千代市の今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものの。

**八千代市都市マスタープラン**・・・都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた計画。八千代市第 4 次総合計画の基本構想に定める将来都市像の実現を目標に掲げている。基本理念の一つとして「近代的農業と住宅が調和した田園都市」を設定している。



## 集落ごとの主要農畜産物の状況

※ 集落ごとに主に生産しているものをアイコンで示した図です。正確な生産場所の位置を示したものではありません。



【凡例】

- 新川
- - - 東葉高速線
- - - 京成線
- 国道16号線
- 国道296号線
- 水田再基盤整備事業完了箇所

- 酪農
- 養豚
- ナシ
- コメ
- ニンジン
- ネギ
- ホウレンソウ
- ダイコン
- トマト
- キュウリ

## 八千代市第2次農業振興計画

発行日 令和3年3月

発行 八千代市役所経済環境部農政課

所在地 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5

TEL 047-421-6763



八千代市キャラクター「やっち」

